

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年9月24日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 富田 英治

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

○第1号

## 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事（電子入札対象案件）
- (3) 工事場所 愛知県名古屋市緑区鳥澄～大高町
- (4) 工事内容 工事延長 L=3,000m、  
密閉型シールド工 1式（L=2,900m）、No.8換気シャフト 1箇所、No.9換気シャフト 1箇所
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月25日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、特定建設工事共同企業体の資格の認定を受けている者（特定JV）と、一般競争参加資格の認定を受けている者（単体企業）が競争参加することができる、いわゆる「混合入札」の方法によるものである。
- (8) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型（Ⅲ型））の工事である。
- (9) 本工事は、入札に先立ち、技術提案を行った者に対し、その審査において発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案についての改善を求め、改善の提案を受け付けることができる工事である。
- (10) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (11) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (12) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。  
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm>参照）に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

## 2 競争参加資格

次の(1)から(11)までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年9月24日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は、次の(1)から(11)までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際

に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記（2）の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、平成8年度以降に元請けとして、次の(ア)から(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)から(ウ)は同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限る））。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有し、その他の構成員については、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

  - (ア) 密閉型シールド工法（推進工法除く。）の工事。
  - (イ) 施工延長が2,000m以上の密閉型シールド工法（推進工法除く。）の工事。
  - (ウ) 仕上り内径が4.5m以上の密閉型シールド工法（推進工法除く。）の工事。
- (6) 下記 3(2)①(ア)に示す評価項目に対し提出された各々の技術提案（以下「技術提案書」という）、が発注者の設定している標準案（入札説明書参照）（以下「標準案」という）と同等以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

    - ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）
  - ② 平成8年度以降に、上記（5）に掲げる工事の施工経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
  - ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み  
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
  - ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
  - ② 下記（2）①（ア）の技術提案により最大45点の加算点を与える。
  - ③ 得られた標準点、加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。
- (2) 加算点評価項目
  - ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
    - (ア) 性能等の評価に関する事項
      - (i) 工事目的物の性能・機能の技術提案に関する事項

- ・「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」について
- (ii)社会的要請の技術提案に関する事項
- ・「地域住民に対する工事負荷の軽減」について

※(ア)(i)の項目で最大25点、(ア)(ii)の項目で最大20点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値 = {(標準点+加算点) / (入札価格)})を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
  - ② 提案が最低限の要求要件(標準案)と同等以上であること。
  - ③ 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- なお、標準点、加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

## 4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号(名古屋合同庁舎第二号館)  
 中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
 電話 052-953-8138(直通)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ(以下「HP」という。)に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

HPアドレス: <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」-「入札・契約情報」-「工事」-「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」

入札説明書の交付期間: 別表1.①のとおり

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間: 別表1.②のとおり

(3) 申請書、資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送(書留郵便に限る。)

若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)

以下、「郵送等」については、期日までに送付(必着)すること。

① 電子入札システムによる受付期間: 別表1.③のとおり  
 技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

② 持参の場合の受付期間: 上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所: 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館  
 中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
 電話 052-953-8138(直通)

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1.⑤のとおり。

② 持参又は郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに中部地方整備局総務部契約課へ持参又は送達すること。

③ 開札は、中部地方整備局総務部総務課にて別表1.⑥に示す期日において行う。

(5) 資料の貸与

入札参加希望者は、技術提案書等の作成にあたって1に示す工事に関する以下の資料の貸与を受けることが出来る。

- ・上記1に示す工事に係る詳細設計業務における成果品 1式
- ・その他関連資料 1式

資料の貸与に係る詳細は入札説明書による。

- (6) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
- ① 受付期間：別表 1. ④のとおり
  - ② 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館  
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
電話 052-953-8138 (直通)
  - ③ 提出方法：持参又は郵送等により提出すること。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店)又は銀行等の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
  - ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
- ・本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - ・入札参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札するものとし、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、技術提案と併せて提出された数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
- 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3(3)により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。
- ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。
- (5) 契約後VEの提案
- 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。3(2)①(ア)の評価項目に関する内容は対象としない。
- (6) 配置予定技術者の確認
- 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 手続における交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
- 上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により技術提案書等を提

出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (13) 技術提案書等に対する留意事項  
競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (14) 技術提案に対応した見積書の作成  
発注者が求める技術提案に関する部分について、入札説明書7.(5)により技術提案に対応した見積書を作成し提出すること。
- (15) 資材価格等の見積書の作成  
本工事の積算に必要な資材、施工費等について、入札説明書7.(6)により見積書を作成し提出すること。
- (16) 申請書、資料、技術提案書及び見積書の作成に係る説明会は実施しない。
- (17) 申請書、資料、技術提案書及び見積書のヒアリングを実施する。
- (18) 技術提案に基づく技術提案書の採否  
技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (19) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (20) 詳細は入札説明書による。

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成22年9月24日から平成23年2月14日まで
②	図面、仕様書等の交付期間	平成22年9月24日から平成23年2月14日まで (土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始(平成22年12月29日から平成23年1月3日)を除く。)
③	申請書、資料及び技術提案書等の受付期間	平成22年9月27日から平成22年10月25日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時～16時まで
④	入札保証金の納付等の受付期間	平成23年1月14日から平成23年2月14日まで (土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。)の10時～16時まで
⑤	入札の受付期間	平成23年2月10日10時00分から平成23年2月14日12時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑥	開札の日	平成23年2月15日10時00分

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiji Tomida Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Narumi-III Utility Tunnel, Route 302 Highway
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4:00 P.M. 25 October 2010
- (5) The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10:00 A.M. 10 February 2011 to 12:00 (noon) 14 February 2011(tenders brought with From 10:00 A.M. 10 February 2011 to 12:00 (noon) 14 February 2011 or tenders submitted by mail From 10:00 A.M. 10 February 2011 to 12:00 (noon) 14 February 2011)
- (6) Contact point for tender documentation : Research Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and Transport, 2-5-1, Sannomaru, Naka-Ku, Nagoya-shi, Aichi-ken 460-8514, Tel 052-953-8138 ex.2526

# 入札説明書

【平成22年10月1日修正】【平成22年10月13日修正】【平成22年10月18日修正】

中部地方整備局の平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成22年9月24日

## 2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治  
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

## 3. 工事概要

- (1) 工事名 平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 愛知県名古屋市長区鳥澄～大高町
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月25日まで
- (5) 使用する主要な資機材 セグメント 1,930リング、コンクリート 約690m<sup>3</sup>、鉄筋 約36t
- (6) 交付する図面等
  - ① 別冊図面等
    - (ア) 設計図面
  - ② 閲覧可能な図書（閲覧方法は 7. (13)①に記載のとおり。）
    - (ア) 地質調査報告書
  - ③ 貸与可能な図書（貸与方法は 7. (13)①に記載のとおり。）
    - (ア) 詳細設計報告書（C D）
    - (イ) 有松地区における土壌及び地下水汚染の処理に関する資料（C D）
- (7) 設計条件等

技術提案に際し設計を実施する場合は、貸与図書の設計条件に基づき実施する。

その際の適用指針を以下に示す。

- ・道路設計要領（設計編）【平成20年 中部地方整備局】
  - ・トンネル標準示方書〔シールド工法編〕・同解説【平成18年7月、土木学会】
  - ・シールド工事前標準セグメント【平成13年7月 日本下水道協会】
  - ・内水圧が作用するトンネル覆工構造設計の手引き【平成11年3月 先端建設技術センター】
  - ・コンクリート標準示方書 設計編【2007年 土木学会】
  - ・道路土工 仮設構造物工指針【平成11年3月 日本道路協会】
  - ・薬液注入工設計資料 【平成20年 日本グラウト協会】
  - ・ジェットグラウト工法 技術資料【平成19年9月 日本ジェットグラウト協会】
  - ・恒久グラウト注入工法技術マニュアル【平成13年2月 恒久グラウト協会】
  - ・シールドトンネル設計・施工指針【平成21年2月 (社)日本道路協会】
- (8) 本工事は、特定建設工事共同企業体の資格の認定を受けている者（特定JV）と、一般競争参加資格の認定を受けている者（単体企業）が競争参加することができる、いわゆる「混合入札」の方法によるものである。
  - (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
  - (10) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（高度技術提案型（Ⅲ型））の工事である。
  - (11) 本工事は、入札に先立ち、技術提案を行った者に対し、その審査において技術提案についての改善（以下「技術対話」という。）を求め、改善の提案を受け付けることの出来る工事である。
  - (12) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
  - (13) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

- (14) 本工事は、「土木工事品質確認技術者制度」適用工事であり、土木工事品質確認技術者を選択することができる（低入札価格調査制度の調査対象工事は除く）。ただし、IS09001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を申請し承認を得た場合は、「土木工事品質確認技術者」制度は選択できない。

なお、上記取り組み内容の詳細については、

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「建設関係情報」－「建設技術に関するページ」－「IS09001活用工事と品質確認技術者制度について」に記載されているとおりである。

- (15) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方策を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンプ対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。

なお、上記取り組み内容の詳細については、

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「建設関係情報」－「公共工事の品質確保に関するページ」－「品質確保への取り組み」－「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。

- (16) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm>参照)に基づき行うものとする。

総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

- (17) その他

- ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については

国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号  
名古屋合同庁舎第二号館

電話 052-953-8138（直通）

- ・受付時間：10時～16時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

- ② 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

#### 4. 競争参加資格

次の(1)から(11)に掲げる条件を満たしている者により構成される。特定建設工事共同企業体であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年9月24日付け 中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下、「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は次の(1)から(11)までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受

けていること)。

(3) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価(共通)点数)が、1,200点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること)。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が平成8年度以降に元請けとして、次の(ア)から(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)から(ウ)は同一工事であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(乙型にあつては分担工事の実績に限る。))。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有し、その他の構成員については、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

(ア) 密閉型シールド工法(推進工法除く。)の工事。

(イ) 施工延長が2,000m以上の密閉型シールド工法(推進工法除く。)の工事。

(ウ) 仕上り内径が4.5m以上の密閉型シールド工法(推進工法除く。)の工事。

(6) 下記9.(2)(ア)に示す評価項目に対し、技術提案により施工する場合に提出する各々の技術提案(以下「技術提案書」という。)、又は、標準案に基づいて施工する場合に提出する施工計画が、各々の評価項目に対する標準案(別添資料1、別添資料2参照)と同等以上であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。

・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号(平成17年12月16日)参照)

② 1人の者が上記(5)に掲げる工事の施工経験を有する者であること(品質証明員、土木工物品質確認技術者としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る(乙型にあつては分担工事の実績に限る。))

また、特定建設工事共同企業体にあつては、各構成員の主任技術者又は監理技術者が上記(5)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、一人で(7)①の基準を満たし、上記(5)に掲げる同種工事の実績を有した監理技術者又は主任技術者を構成員の何れかで1名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の(7)①の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(7)①の基準を満たし、上記(5)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理



技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止処置を受けた場合については、次により新たに競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。

- ① 当該特定建設工事共同企業体の被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定建設工事共同企業体を結成し、特定建設工事共同企業体としての認定（以下「認定」という。）及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。）の申請を行うことができる。
- ② ①にかかわらず、残余の構成員が2社である場合においては、当該2社が新たに特定建設工事共同企業体を結成することにより、認定及び確認の申請を行うことができる。
- ③ ①及び②にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができる。
- ④ ①から③までの申請期限は、別表1. ⑯のとおり。

- (9) 3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。また、上記の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

愛知国道事務所に係る以下の業務

- ・平成22年度 愛知国道有松管内工事監督支援業務
- ・平成22年度愛知国道事業計画業務
- ・平成22年度単価契約愛知国道有松管内積算技術業務

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. (9)の「3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・日本シビックコンサルタント（株）

- (2) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6. 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館  
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
電話 052-953-8138 (直通)

## 7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

特定建設工事企業体としての資格の認定を受けていない者も、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出することができる。この場合において4. (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする（会社更生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者においても同じ）。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (2)に掲げる事項を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

また、4. (2)及び(3)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

### ●電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間： 別表1.①のとおり

- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1及び別記様式2, 3）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（表紙2及び別記様式4, 5, 6, 7, 8, 9）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等すること。

郵送等で提出する場合には、必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書、資料及び技術提案書として送信すること。

1. 郵送等する旨の表示
2. 郵送等する書類の目録
3. 郵送等する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の送付先は6. に同じ。

- ③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ・一太郎             | 2007以下               |
| ・Microsoft Word  | 2002以下               |
| ・Microsoft Excel | 2002以下               |
| ・その他のアプリケーション    | PDFファイル Acrobat 6以下  |
|                  | 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式 |
|                  | 圧縮ファイル LZH形式のみ       |

●紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
  - ② 受付場所：持参する場合の受付場所及び郵送等の送付先は 6. に同じ
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 4.(5)の同種工事の施工実績及び4.(7)の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもつて行う。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「配置予定技術者の資格・工事経験」(別記様式3)に記載する工事は、評定点合計が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。また、「配置予定技術者の資格・工事経験」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事成績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点合計が65点以上の実績の写しに限る。

評定点合計が65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないもので留意すること。

① 施工実績(別記様式2)

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

なお、経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員の4.(5)に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定の技術者(別記様式3)

(ア) 4.(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載する事。

経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体にあつては、構成員の何れかから専任で配置する、4.(7)①の基準を満たし4.(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(7)①の基準を満たした技術者を記載すること。

**特定建設工事共同企業体にあつては、各構成員から配置する4.(7)①の基準を満たし4.(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を記載すること。**

なお、配置予定技術者として複数人(最大3名を限度・特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体にあつては各構成員に対し最大3名を限度)の候補技術者を記載することができる。

(イ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由：技術者の重複により)を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあつて請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)

を変更（20. で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事、②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、①の同種工事、②の配置予定技術者の経験においては、「工事实績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事实績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 技術提案書の提出（表紙2及び別記様式4，5，6，7，8，9）

- ・ 下記9.（2）（ア）に示す評価項目に対し、標準案（別添資料1，別添資料2）と異なる提案内容により施工する場合は、その施工方法等（以下「技術提案」という）の技術的事項に関する提案及び実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について技術提案書（1）及び（2）（別記様式4，5）に記載し提出すること。
- ・ 技術提案による施工を行わず標準案により施工しようとする場合は、技術提案書（3）及び（4）（別記様式6，7）を提出すること。なお、提出された技術提案書（3）及び（4）（別記様式6，7）の内容については、標準案に対する妥当性を検証するものであり、不適正と判断する場合もある。

⑤ 見積書の提出（別記様式9）

7.（5）及び（6）により作成した見積書を提出すること。

- ・ 様式は電子入札システムにより交付する。
- ・ 提出方法は、電子入札システムにより提出する場合は、交付した様式の内容を変更せずMicrosoft Excel 2002以下で提出すること。  
電子入札システムによる提出の場合で技術提案書等の合計ファイルが3MBを越えるため郵送等により提出する場合、及び、紙入札方式により提出する場合は、交付した様式の内容を変更せずMicrosoft Excel 2002以下で作成し、電子媒体（CD-ROM等）に記録したものを添付すること。

⑥ 技術提案書を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑦ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

（5） 技術提案に対応した見積書の作成

見積書の作成にあたっては、発注者が求める技術提案に関する部分において、技術提案に対応した見積書を作成し提出すること。見積書は工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価、金額を少なくとも表示し、可能な限り、規格まで記入すること。見積書の作成は別紙-1に示す工種について作成するものとし、工種、種別、細別の体系は、新土木積算体系の解説（平成17年度改訂版：国土技術政策総合研究所のホームページ<http://www.nilim.go.jp/>「各種基準類の情報」からダウンロード可能）に準じること。様式は別記様式9を参考に、~~Excel2002形式で、A4（縦書き）で作成すること（電子入札システムで交付）とする。~~見積書は、予定価格を算出するための参考として提出を求めるものである。また、技術対話後、見積書を再提出するものとする。

**競争参加資格確認通知後、単価の変動について見積書の確認のため再提出を求めることがある。その際、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。**

見積対象工種：別紙-1の見積欄に（ア）と示した工種とする。

見積書提出期限：別表1. ①のとおり

（6） 資材価格等の見積書の作成

別紙-1に示した本工事の積算に必要な資材、施工費等について、別記様式9により見積書を提出すること。提出された見積書は本工事の予定価格作成の基礎資料とする。ただし、提出された見積書が適正と認められない場合はその見積書を予定価格の基礎資料としない。また、技術対話後、見積書を再提出するものとする。

**競争参加資格確認通知後、単価の変動について見積書の確認のため再提出を求めることがある。その際、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。**

見積対象工種：別紙-1の見積欄に（イ）と示した工種とする。

見積書提出期限：別表 1. ①のとおり

(7) 入札及び契約

入札参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札するものとし、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、別紙－1の見積欄の(ア)に示す見積対象工種において、技術提案と併せて提出された数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。

(8) 申請書、資料、技術提案書及び見積書の作成説明会

申請書、資料、技術提案書及び見積書の作成説明会については、原則として実施しない。

(9) 技術提案書及び見積書のヒアリング（技術対話）

技術提案書及び見積書の審査を次の要領で行う。

① 実施期間：別表 1. ⑩のとおり

② 場 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館を含む近辺

③ その他：・企業別の審査の日時及び場所は追って通知する。出席者は、資料の内容を説明できる者とし、出席人数は3名までとする。

・技術提案書及び見積書の審査の結果、技術提案書及び見積書の再提出（改善された技術提案）を求められることがある。（電子入札システムによる再提出はできないため、この場合は持参又は郵送により提出するものとする。）

再提出期限：別表 1. ⑪のとおり

・技術提案書の審査において、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する。

(10) 技術提案書に対する審査等

技術提案書に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査会において行うものとするが、VE評価は実施しない。また、評価の基準日は別表 1. ⑥に示す基準日にて評価するものとする。

なお、審査（提案の適否）及び評価（総合評価加算点）の内容は下記のとおりとする。

下記 9. (2)(ア)に示す評価項目において、実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について審査及び評価する。

(11) 競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。また、競争参加資格の審査において、技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。なお、技術提案書における提案内容は、具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は認めない。

(12) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については、別表 1. ⑥に示す基準日における審査の結果を別表 1. ⑦に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(13) その他

① 入札参加希望者は、技術提案書作成にあたって下記に示す要領により資料の貸与を受けることが出来る。

・資料の内容

上記 3. (1)に示す工事に係る詳細設計業務における成果品 1式

その他関連資料 1式

・期間：別表 1. ⑫のとおり

・貸与申込方法：貸与を希望する者は、書面（書式自由）を申込先へ持参、郵送又は電送により送信することにより申し込むものとする。ただし、電送の場合は着信確認をすること。

・申込期間：別表 1. ⑬のとおり

・申込先：国土交通省 中部地方整備局 愛知国道事務所 工務課

電話 052-761-1195（直通） ファクシミリ 052-761-5895

メールアドレス koumu95@cbr.mlit.go.jp

・その他：資料の貸与方法等については追って通知する。

② 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。



- ④ 提出された技術提案書等は、返却しない。
- ⑤ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑥ 技術提案書等に関する問い合わせ先  
 (1)、(2)及び(12)に関して・・・6.に同じ。  
 (4)から(11)、(13)に関しては次による。  
 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館  
 中部地方整備局 道路部 道路工事課  
 電話 052-953-8174 (直通)

**8. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明**

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
  - ① 提出期限： 別表1.⑧のとおり
  - ② 提出場所： 6.に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。ただし、技術提案のみが認められなかった者については、電子入札システムによる提出ができないため、持参又は郵送等により提出すること。  
紙入札方式の場合は、競争参加資格、技術提案のいずれにおいても持参又は郵送等とする。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表1.⑨に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

**9. 総合評価落札方式(高度技術提案型(Ⅲ型))に関する事項**

- (1) 総合評価落札方式(高度技術提案型(Ⅲ型))の仕組み  
 本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
  - ① 入札説明書に記載された参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
  - ② 4.(6)の技術提案により最大45点の加算点を与える。
  - ③ 得られた標準点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。  
 また、「高度技術提案型(Ⅲ型)」では、発注者が求める技術提案に対して提案者から提出された技術提案のうち、発注者が評価した提案部分について、提案者から提出された見積額の妥当性を審査したうえで、予定価格を作成する。  
 なお、予定価格算出時には、構造変更に伴い発生する設計費用は計上しない。  
 総合評価落札方式に関する詳述は、(別添資料4)「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を(2)以下に示す。
- (2) 評価項目  
 各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
  - (ア) 性能等の評価に関する事項
    - (i) 工事目的物の性能・機能の技術提案に関する事項
    - (ii) 社会的要請の技術提案に関する事項
 標準案に基づく入札参加者に対しては、加算点は与えない。
- (3) 入札の評価に関する基準及び得点配分
  - ① 工事目的物の性能・機能(耐久性)「共同溝の掘削土(VOC汚染)処理及び止水性の品質向上対策」の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「共同溝の掘削土(VOC汚染)処理及び止水性の品質向上対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点

		(下記により点数を付与)
「共同溝の掘削土(VOC汚染)処理及び止水性の品質向上対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、下表評価基準に示す共同溝の掘削土(VOC汚染)処理及び止水性の品質向上対策につながる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に対して、具体的手法の記述内容により根拠・効果等の優位性に対して評価する。	最高25点を限度とする
評価項目設定理由	本工事は、国道302号において共同溝(密閉型シールド工法)を構築する工事である。本工事の大高立坑付近(N0.65~N0.83)は、揮発性有機化合物(VOC)を含んだ土壌であり、土壌汚染対策法で規定される基準を上回っているため、掘削残土はVOC処理後、搬出する必要がある。また、VOCを含んだ地下水が、施工中または完成後にセグメント及び立坑接続部からの漏水により、人体へ悪影響を及ぼす恐れがある。 このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「共同溝の掘削土(VOC汚染)処理及び止水性の品質向上対策」について提案を求めるものである。	

評価基準

評価項目	評価基準		加算点 (下記により点数を付与)	
共同溝の掘削土(VOC汚染)処理及び止水性の品質向上対策	1) 搬出土砂のVOC処理対策についての工夫・提案	掘削土は揮発性有機化合物(VOC)を含んだ土壌であることを踏まえ、シールドの切羽圧の管理方法から搬出土砂の処理対策にいたるまでの工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。	10点	最高25点を限度とする。
	2) セグメント及び立坑接続部の止水対策についての工夫・提案	地下水は揮発性有機化合物(VOC)を含んでいることを踏まえ、施工中におけるセグメント及び立坑接続部の止水対策についての工夫ポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。	10点	
	3) 完成後の漏水に対する維持・管理、補修対策についての工夫・提案	地下水は揮発性有機化合物(VOC)を含んでいることを踏まえ、完成後の漏水に対する維持・管理面を考慮した本工事のできる対策についての工夫ポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。	5点	

② 社会的要請(環境の維持)「地域住民に対する工事負荷の軽減」の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「地域住民に対する工事負荷の軽減」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記により点数を付与)
「地域住民に対する工事負荷の軽減」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、下表評価基準に示す地域住民に対する工事負荷の軽減につながる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に対して、具	最高20点を限度とする

	体的手法の記述内容により根拠・効果等の優位性に対して評価する。
評価項目設定理由	本工事は、国道302号において共同溝（密閉型シールド工法）を構築する工事である。本工事は発進立坑周辺は住宅地域であり、地域住民に対する工事負担を軽減する必要がある。住民負担軽減のためには、原因となる掘削土砂搬出及び処理方法の工夫と、シールド施工の効率化につながるシールド掘削とセグメントの組立の工夫など早期の工事を進めることが重要となってくる。このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「地域住民に対する工事負担の軽減」について提案を求めるものである。

評価基準

評価項目	評価基準		加算点 (下記より点数を付与)	
地域住民に対する工事負担の軽減	1) 掘削土砂搬出及び処理方法についての工夫・提案	上記設定理由を踏まえ、掘削土砂搬出及び処理方法の工夫のポイント及び具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。	10点	最高20点を限度とする。
	2) シールド施工の効率化につながるシールド掘削とセグメントの組立についての工夫・提案	上記設定理由を踏まえ、シールド施工の効率化につながるシールド掘削とセグメントの組立についての工夫などのポイント及び具体的手法が記述され、その内容の根拠・効果等の優位性が確認された場合に評価する。	10点	

※1：記載に関する事項

(ア) ①の技術提案項目に対して、技術提案書（別記様式4）に各評価基準毎に3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(イ) ②の技術提案項目に対して、技術提案書（別記様式5）に各評価基準毎に5枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(4) 落札者の決定

① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+加算点) / (入札価格)}）を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

(ウ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(5) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出する



こと。

- ① 受領期間： 別表 1. ②のとおり  
持参する場合は、別表 1. ②に示す上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。
  - ② 提出場所： 6. に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。また次のとおり閲覧にも供する。紙入札者に対しては電子メールで回答する。
- ① 期間： 別表 1. ③のとおり
  - ② 場所： 6. に同じ。

## 11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表 1. ④のとおり。
- (2) 持参による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部契約課へ持参すること。
- (3) 郵送等による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部契約課へ期間内に必着するよう送付すること。
- (4) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表 1. ⑤に示す日時において行う。
- (5) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙で提出する場合は、封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。
- (4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
  - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
  - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
  - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

## 13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は銀行等の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険にかかる保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税

込み) (入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。) の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額 (税込み) に満たない者若しくは保証金額が入札金額 (税込み) の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものと見て、その入札を無効とする。

イ) 提出期間：別表1. ⑭のとおり

ロ) 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館  
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
電話 052-953-8138 (直通) 内線2526

ハ) 提出方法：書類の提出は、持参又は郵送等する。

ニ) 増額変更：認めない。

ホ) 減額変更：認めない。

ヘ) 保証期間：別表1. ⑮に示す期間まで

ト) 入札保証金の不備：入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

チ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

#### 別表

1. 未納付であると認められる場合 (未納付であると同視できる場合を含む。)	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式が満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

- (2) 契約保証金 納付 (保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供 (保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証 (取扱官庁 中部地方整備局) をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

#### 14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書 (別記様式10) を電子入札システムにより提出を求める。

##### ① 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法：工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

(イ) 郵送等について：工事費内訳書のファイル容量が1MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送等 (締切日時必着) で提出すること。郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面 (自由様式) を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
  - 2) 郵送等する書類の目録
  - 3) 郵送等する書類のページ数
  - 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 郵送等の場合の提出先は 6. に同じ。

(ウ) ファイル形式： 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7. (1)③と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- (2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。  
入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。  
なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱

われること。

- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

## 16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む。）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 17. 設計検討を伴う技術提案リスク分担

本工事を施工するにあたっての設計検討を伴う技術提案に対するリスク（「発注後に顕在化することにより工事費増加及び工期延期を招く様々な不確定要因」、以下「リスク」という）は、原則として請負者が担う事とする。なお、発注者、請負者それぞれが担うリスクについてはリスク分担表（別紙－2）に示すとおりとする。

## 18. 契約変更の取り扱い

本工事の契約変更の取り扱いについては、下記及び設計検討を伴う技術提案リスク分担表（別紙－2）による。ただし、リスク分担表に示す請負者が負担する範囲においては、請負代金額及び工期の変更は行わないものとする。

- ① 総合評価に係る提案内容に基づき設計図書の変更を行う。ただし、請負代金額及び工期の変更は行わないものとする。
- ② 発注者が行う関係機関等の協議により条件変更が生じた場合は契約変更の対象とする。
- ③ 工事請負契約書第18条第1項により条件変更が生じた場合は契約変更の対象とする。なお、工事請負契約書第18条第1項四における「一致しない」とは設計図書及び交付する図面等に示された工事現場の計上等の状態、施工上の制約等自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合とする。

## 19. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9.（4）により決定するものとする。なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」（別添資料4）による。
- ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、21.（1）に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。
- なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次（①～④）に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。
- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
  - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
  - ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- (3) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、支出負担行為担当官に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
  - ② 提出場所： 6. に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参又は郵送等すること。
  - ④ 回答方法： ①の提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、電子入札システムにより回答する。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

## 20. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- ③ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ④ 上記③において途中交代を認める際の現場対応。
  - ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
  - ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
  - ・ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

## 21. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

（特別重点調査の詳細については、中部地方整備局ホームページ：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」を参照すること。）

- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、4. (7)に定める要件と同一の要件（4. (7)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査実施要領（案）」に基づき、品質検査員が現場において日々確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の対象とする試行工事である。

（施工プロセスを通じた検査の詳細については、中部地整ホームページ [<http://www.cbr.mlit.go.jp/>]「企業と自治体」－「建設関係情報」－「建設技術に関するページ」を参照。）

- (4) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変

更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用し、前払金を2割以下とし、中間前払いを行わないこととする、試行工事である。

- (5) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

## 22. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 23. 支払条件

前金払	平成22年度	平成22・23年度出来高予定額の40%以内。ただし、平成22年度支払限度額の範囲内。			
	平成23年度	平成22・23年度出来高予定額の40%から、平成22年度支払済額を差し引いた額。			
	平成24年度	平成24年度出来高予定額の40%以内。			
	平成25年度	平成25年度出来高予定額の40%以内。			
中間前金払 及び 部分払	次の区分に従って選択することができる。				
	選択区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	中間前金払を選択した場合	なし	中間前金払部分払1回	中間前金払部分払1回	中間前金払
	部分払を選択した場合	なし	部分払3回	部分払3回	部分払2回

24. 火災保険付保の要否 : 否

25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

## 26. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先：

中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

電話 052-953-8113（直通）内線2114(2222・3120)

時間 10時～16時まで（休日を除く）

## 27. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

## 28. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、中部地方整備局特定調達契約（工事等）入札心得及び契約書案を熟読し、中部地方整備局特定調達契約（工事等）競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 受注者の責により提案内容の不履行等が認められた場合は、別添資料4「総合評価落札方式の内容5. 実施上の留意事項」による。
- (6) 契約後VEの提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7. (9)に記載する評価項目に関する内容は対象としない。

- (7) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望（請負者が共同企業体である場合は、すべての構成員が認証取得者であること。）するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001の審査に係る次の書類

(イ) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し。

(ロ) (イ)の審査に係る合否判定結果の写し

③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないとき、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- (8) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (9) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514

電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6.、上記 7. (13)⑥へ連絡すること。
- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	技術提案書及び見積書等の提出期間	平成22年9月27日から平成22年10月25日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の10時～16時まで
②	入札説明書に対する質問の受領期間	平成22年9月27日から平成23年2月4日まで 持参する場合： 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始（平成22年12月29日から平成23年1月3日まで）を除く10時～16時まで
③	入札説明書の質問に対する回答閲覧期間	平成23年2月9日から平成23年2月14日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の10時～16時まで
④	入札の受付期間	平成23年2月10日10時00分から平成23年2月14日12時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札日時	平成23年2月15日 10時00分
⑥	競争参加資格の審査及び評価の基準日	平成22年10月25日時点
⑦	競争参加資格の有無の結果の通知日	平成23年1月13日まで
⑧	競争参加資格が無いと認められた者等に対する理由の説明要求期限日	平成23年1月24日 16時まで
⑨	競争参加資格が無いと認められた者等からの説明要求に対する回答期限日	平成23年2月3日まで
⑩	技術提案書及び見積書のヒアリング日時	平成22年11月11日から平成22年11月12日まで（予定）
⑪	技術提案書及び見積書の再提出期限	平成22年12月3日まで
⑫	本工事に係る資料の貸与可能期間	平成22年9月27日から平成22年10月22日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の10時～16時まで
⑬	上記⑫の貸与を希望する場合の申込期間	平成22年9月24日から平成22年10月21日まで 持参の場合： 上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、10時から16時まで
⑭	入札保証金の納付等に係る書類提出期間	平成23年1月14日から平成23年2月14日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の10時～16時まで
⑮	入札保証金に係る保証期間	平成23年2月25日まで
⑯	特定建設工事共同企業体の一部が指名停止を受けた場合の申請期限	平成23年2月14日 12時00分まで



項目	項目に含まれる工種	技術提案	構造緒元の根拠	見積書	備考
共同溝 (シールド)		—	—	—	
シールド工		—	—	—	
一次覆土工	シールド機本体	○	○	(ア)	注43)
	セグメント	○	○	(ア)	注43)
	覆工セグメント	○	⊖	(ア)	注43)
	機械器具損料	○	—	(ア)	注43)
	発生土処理 (1)	○	—	(ア)	注43)
	発生土処理 (2)	○	—	(ア)	注43)
	裏込材	○	—	(ア)	注43)
	添加材	○	—	(ア)	注43)
	ホルボックス充填工	○	—	(ア)	注43)
仮設備工	発進坑口工	○	—	(ア)	注43)
	到達坑口工	○	—	(ア)	注43)
	作業床工	○	—	(ア)	注43)
	シールド機発進受台工	○	—	(ア)	注43)
	シールド機据付工	○	—	(ア)	注43)
	シールド機解体残置工	○	—	(ア)	注43)
	シールド機仮発進工	○	—	(ア)	注43)
	シールド機再発進工	○	—	(ア)	注43)
	後続台車設備工	○	—	(ア)	注43)
	鏡切り工	○	—	(ア)	注43)
	軌条設備工	○	—	(ア)	注43)
	土砂搬送設備工	○	—	(ア)	注43)
	坑内整備工	配管設備工	○	—	(ア)
配管撤去工		○	—	(ア)	注43)
換気設備工		○	—	(ア)	注43)
通信配線設備工		○	—	(ア)	注43)
照明設備工		○	—	(ア)	注43)
内部構築工	二次覆工	○	—	(ア)	注43)
立坑設備工	立坑仮設階段工	○	—	(ア)	注43)
	土砂搬出設備工	○	—	(ア)	注43)
坑外設備工	作業構台設備工	○	—	(ア)	注43)
	立坑クレーン設備工	○	—	(ア)	注43)
	防音設備工	○	—	(ア)	注43)
	濁水処理設備	○	—	(ア)	注43)
	裏込注入設備工	○	—	(ア)	注43)
	添加材注入設備工	○	—	(ア)	注43)
電力設備工	電力設備工	○	—	(ア)	注3)
水替工	水替工	○	—	(ア)	注3)
防護工(薬液注入)	薬液注入	—	—	(ア) (イ)	
道路土工		—	—	(イ) —	
残土処理工	残土処理	—	—	(イ) —	
NO.8換気シャフト工		—	—	(イ)	
NO.9換気シャフト工		—	—	(イ)	
仮設工		—	—	(イ) —	
直接工事費		—	—	(イ) —	
共通仮設費		—	—	(イ) —	
共通仮設費		—	—	(イ) —	
運搬費		—	—	(イ) —	
安全費	交通誘導員	—	—	(イ) —	
役務費	電力基本料金	○	—	(イ) (ア)	注3)

イメージアップ（率計上）				(イ)－	※
共通仮設費（率計上）				(イ)－	※
技術管理費	六価クロム溶出試験費	－	－	(イ)－	
	道路台帳作成費	－	－	(イ)－	

~~注1) ※印は見積書の参考として提出すること~~

注1) 上記の見積欄に(ア)と示した工種については、入札説明書 7. (5)に示す技術提案に対応した見積書（別記様式9）を提出すること。

注2) 上記の見積欄に(イ)と示した工種については、入札説明書 7. (6)に示す資材価格等の見積書（別記様式9）を提出すること。

注3) 技術提案により標準案の数量を変更する場合は、技術提案に基づく数量を見積書（別記様式7-9）にて提出すること。

注4) 技術提案により工事目的物の構造変更をする場合は、構造諸元及び根拠を参考資料として添付すること。

~~注6) 共通仮設費については、積上げ分を除き土木工事標準積算基準書により計上している。~~

注5) 管理費区分の考え方について

- ①シールドマシンの全損部分は、一般管理費のみ対象としている。
- ②セグメント（RCセグメント、鋼製セグメント）は全ての間接費の対象としている。
- ③発生土（泥土、泥土（汚染土処理））は、処分費の対象としている。
- ④NO.8換気シャフト工及びNO.9換気シャフト工の「固結工 排泥液運搬処理」の泥土は、処分費の対象としている。
- ⑤その他については、土木工事標準積算基準書により計上している。

分類	項目	代表的事項	リスク分担区分		備考
			発注者	請負者	
技術条件	1) 工法・品質等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		○	入札説明書18. ②、③の場合を除く
	2) 特許料	工法に係る特許料		○	
	3) 技術提案	総合評価落札方式に係る技術提案		○	
自然条件	1) 湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等による地下水位・地盤変状などへの影響	○		入札説明書18. ③の場合を除く
	2) 気象	雨・雪・風・気温等の影響及び現場への浸水等		○	
	3) 災害	災害による影響	○		
社会条件	1) 地下障害物	地下埋設物等の地下障害物の撤去・移設		○	入札説明書18. ②、③の場合を除く
	2) 地中危険物	不発弾等の危険物への対応	○		
	3) 沿道環境	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮および日照、電波障害対策		○	
	4) 水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		○	入札説明書18. ②、③の場合を除く
	5) 近接施工	近接施工による建築物の傾斜・沈下、道路の沈下等の周辺構造物の変状		○	
	6) 施工ヤード	生活道路を使用しての資機材搬入、残土搬出時等の工事用道路の制約スペースの制限		○	入札説明書18. ②の場合を除く
	7) 現道作業	道路上での交通規制を伴う作業		○	
	8) 付属物復旧	施工に伴う道路付属物等の復旧に要する作業		○	
	9) 廃棄物処理	工事で発生する廃棄物の処理		○	
マネジメント	1) 他工区調整	隣接工区、他工事との調整		○	発注者が行う事業調整は除く
	2) 住民対応	近接住民との対応		○	
	3) 関係機関等対応	道路管理者、警察等の対応		○	発注者が行う協議は除く
	4) 安全管理	施工全般		○	
	5) 工程管理	工期・工程の制約、変更への対応		○	
	6) 品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ		○	
	7) 災害時対応	災害時の応急復旧等	○		
その他	1) 不可抗力	地震等による地形の変化、風水害の発生による施工条件の変化	○		
	2) 人為的なミス	施工のミス、積算の間違い		○	入札説明書18. ③の場合を除く
	3) 法律・基準等の改正	条例や法規の改正による変更設計、基準や指針の改正による設計変更、税制の変更による工事費の変更	○		
	4) 契約の履行	契約の不履行、労働争議		○	
	5) 想定外の事態	入札説明書18. に示した項目以外のもので、事前に予期し得ないもの	○		
	6) 工事引渡後に発生した事象の対応	上記社会条件1)～3)に関する事象	○		請負者の責に期すべき事由によるものを除く

## 競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官  
中部地方整備局長 殿

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成22年9月24日付けで公告のあった平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

## 記

- 1). 入札説明書 7. (4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2). 入札説明書 7. (4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3). 入札説明書 7. (4)③に定める契約書の写し
- 4). 入札説明書 7. (4)④に定める技術提案書

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

支出負担行為担当官  
中部地方整備局長 殿

〇〇市〇〇区〇-〇-〇  
〇〇〇建設株式会社  
代表取締役〇〇 〇〇 印  
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

## 平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

### 競争参加資格確認資料

等級区分 一般土木工事  
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)  
業者コード  
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所属：  
役職：  
氏名：  
電話：  
E-mail： 0000000@00.00.00

標記について、平成22年9月24日付けで公告のありました「平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせを行う際における連絡先(担当者)を記載するものとする。

## 同種工事の施工実績

会社名：\_\_\_\_\_

競争参加資格		同 種	
工事名称等	工事名称		評定点 点
	発注機関名		
	施工場所	( 都 道 府 県 ・ 市 町 村 名 )	
	契約金額		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	受注形態等	単 体 / J V ( 出 資 比 率 )	
工事概要	〇〇〇〇	〇〇〇〇m	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無	

注 1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注 2) CORINS登録を「有」に○した場合は、CORINS登録番号を記載すること。

注 3) CORINS登録を「無」に○した場合は、当該工事の契約書の写しを添付すること。

注 4) CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

注 5) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員が有する入札説明書に掲げる実績を、それぞれ記載すること。なお、1枚につき1社の記載とし、複数枚使用する場合は、本用紙を複写して使用すること。

注 6) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点と見なす。

なお、平成8年度以降の中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を持参により受け、写しを添付すること。郵送による受領・送付は行わないため、申請にあたっては事前に以下に連絡すること。なお、申請から交付は3日程度（土曜日、日曜日及び休日を除く）の期間を要する。

工事成績確認書の交付に関する問い合わせ窓口

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8131 FAX 052-953-8294

頁／総頁

## 配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：〇〇〇建設株式会社

配置予定者の氏名		主任（監理）技術者 〇〇 〇〇（フリガナを記載）	
最終学歴		学校名 学科名 00年卒業	
法令による資格・免許		一級土木施工管理技士 00年00月取得（登録番号：0000） （指定建設業）監理技術者資格者証 00年00月初交付（現在の交付番号：0000）	
工事名称等	工事名称		評定点 点
	発注機関名		
	施工場所	（都道府県・市町村名）	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者等	
	工事内容	同種又は類似工事が確認できる内容を記載のこと。	
	受注形態等	単 体 / J V （ 出 資 比 率 ）	
CORINSへの登録	有（ ） ・ 無		
申工請事時の に 従 お 事 け 状 況	工事名称		
	発注機関名		
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者等	
	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINSへの登録	有（ ） ・ 無	

- 注 1) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。  
無に○を付した場合は契約図書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付すること。  
CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。
- 注 2) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工物品質確認技術者としての経験は除く。
- 注 3) 従事した工事経験を1件記載する事。また、複数の技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成すること。
- 注 4) 経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体については、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載すること。なお、**経常建設共同企業体**については、入札説明書 4.（7）①の基準を満たし、4.（5）に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外は同種工事の実績を記載する必要はない。
- 注 5) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するものについては監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を提出すればよい。
- 注 6) 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。
- 注 7) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点と見なす。また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡し完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点合計が65点以上の実績の写しに限る。  
なお、中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式2注6）に従い、再交付の申請をすること。

頁／総頁

## 技術提案書作成にあたっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

### 標準案

〈発注者が設定している「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

#### 1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は、大高立坑付近（NO.65～NO.83）とする。
- 2) 技術提案の範囲は、シールドマシン製作から対象施工範囲完了までとする。
- 3) 共同溝の構造及び内空断面の変更に関する提案は認めない。
- 4) RCセグメントの提案に関して、継手構造、セグメントシール材などの細部構造を変更する提案は認めないが、セグメント幅・厚さの変更は認めない。また、RCセグメント以外の合成セグメント等の提案に関しても、セグメント幅の変更は認めない。  
なお、細部構造の変更を行う場合や、セグメント種類の変更を提案する場合は、根拠資料となる構造計算書等を添付すること。
- 5) 掘削残土の搬出時間は、8時から17時とする。
- 6) 防護マスク、防護メガネ等の一般的に使用される事項の提案は評価対象としない。
- 7) 施工日数

- ① 施工日数は各施工段階の累計日数であり、休日、気象条件、監督検査等の不稼働日（坑内作業：不稼働係数1.30、坑外作業：不稼働係数1.50）を含んでいる。
- ② 施工日数は各々の作業において下記により算出するものとする。  
施工日数＝施工数量÷（標準作業量×パーティ数）×不稼働係数（四捨五入）

#### 2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりである。

- 1) 工事全体の工程は、別添資料3-1に示すとおりとする。

#### 3. 内容

上記の評価項目設定理由を踏まえ、共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上に繋がる以下の評価基準を実施するための具体的な施工方法について記述するものとする。

- 1) 搬出土砂のVOC処理対策についての工夫・提案
- 2) セグメント及び立坑接続部の止水対策についての工夫・提案
- 3) 完成後の漏水に対する維持・管理、補修対策についての工夫・提案
- 4) 技術提案に伴う全体工程の変更の有無については、別記様式8の※1によること。
- 5) 工事目的物の構造変更を伴う技術提案については、構造諸元及び根拠等を別途参考資料として添付すること。

#### 4. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。



(別添資料 1 - 2)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (1 - 1) 記載例

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

[記入例]

### 「共同溝の掘削土 (VOC汚染) 処理及び止水性の品質向上対策」 に関する技術提案

【基本概念】

【施工方法】

【施工管理】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(別添資料1-3)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (1-2) 記載例

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

[記入例]

「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」  
に関する技術提案  
【搬出土砂のVOC処理対策についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(別添資料 1 - 4)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (1 - 3) 記載例

工事名 :

会社名 :

[記入例]

**「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」  
に関する技術提案  
【セグメント及び立坑接続部の止水対策についての工夫・提案】**

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(別添資料 1 - 5)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (1 - 4) 記載例

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

[記入例]

**「共同溝の掘削土 (VOC汚染) 処理及び止水性の品質向上対策」  
に関する技術提案  
【完成後の漏水に対する維持・管理、補修対策についての工夫・提案】**

【概要】

【維持管理面を考慮した対策】

【その他】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

## 技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

### 標準案

〈発注者が設定している「地域住民に対する工事負荷の軽減」の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

#### 1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は、殿山立坑から鳥澄立坑 (NO. 0-8. 925~NO. 146の内、NO. 65~NO. 83の区間を除く。) までとする。
- 2) 技術提案の範囲は、シールドマシン製作から工事施工完了までとする。また、セグメントについては、製作から工事施工完了までとする。
- 3) 共同溝の構造及び内空断面の変更に関する提案は認めない。
- 4) RCセグメントの提案に関して、継手構造、セグメントシール材などの細部構造を変更する提案は認めないが、セグメント幅・厚さの変更は認めない。また、RCセグメント以外の合成セグメント等の提案に関しても、セグメント幅の変更は認めない。  
なお、細部構造の変更を行う場合や、セグメント種類の変更を提案する場合は、根拠資料となる構造計算書等を添付すること。
- 5) 掘削残土の搬出時間は、8時から17時とする。
- 6) 施工日数

- ① 施工日数は各施工段階の累計日数であり、休日、気象条件、監督検査等の不稼働日(坑内作業：不稼働係数1.30、~~坑内~~坑外作業：不稼働係数1.50)を含んでいる。
- ② 施工日数は各々の作業において下記により算出するものとする。  
$$\text{施工日数} = \text{施工数量} \div (\text{標準作業量} \times \text{パーティ数}) \times \text{不稼働係数} \quad (\text{四捨五入})$$

#### 2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりである。

- 1) 工事全体の工程は、別添資料3-1に示すとおりとする。

#### 3. 内容

上記の評価項目設定理由を踏まえ、地域住民に対する工事負荷の軽減に繋がる以下の評価基準を実施するための具体的な施工方法について記述するものとする。

- 1) シールド施工の効率化につながる掘削土砂搬出・処理についての工夫・提案
- 2) シールド施工を効率化するためのセグメントの組立て等についての工夫・提案
- 3) 技術提案に伴う全体工程の変更の有無については、別記様式8の※1によること。
- 4) 工事目的物の構造変更を伴う技術提案については、構造諸元及び根拠等を別途参考資料として添付すること。

#### 4. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。

(別添資料 2 - 2)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (2 - 1) 記載例

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「地域住民に対する工事負荷の軽減」に関する技術提案

【基本概念】

【施工方法】

【施工管理】

注) 1. 本様式 5 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(別添資料 2 - 3)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (2 - 2) 記載例

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

### 「地域住民に対する工事負荷の軽減」に関する技術提案 【掘削土砂搬出及び処理方法についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 5 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

(別添資料 2 - 4)

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (2 - 3) 記載例

工事名 :

会社名 :

### 「地域住民に対する工事負荷の軽減」に関する技術提案 【シールド施工の効率化につながるセグメントの組立て等についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 5 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。



(別添資料3)

## 【標準案】 工 程 表 (全 体)

工種・種別・細別等 (数量は括弧より)	作業内容	所要日数				作業工程																																	
		必要 全体	作業 日数	使用日数		経過月数																																	
				開始	終了	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
シールド工				-310	770	1080																																	
<b>技術提案対象範囲</b>						<div style="text-align: center;"> <span style="color: red;">← 技術提案②対象</span> <span style="color: blue;">← 技術提案①対象</span> <span style="color: red;">← 技術提案②対象</span> </div>																																	
準備工		30	1	30	-310	-280	30																																
シールド機本体	シールドマシン機製作	280	1	280	-280	0	280																																
作業舞台設置工	作業舞台設置工	26	1	26	-135	-109	26																																
土砂搬出設置工	土砂搬出設置工	23	1	23	-109	-86	23																																
新加材注入設置工	新加材プラント工	5	1	5	-86	-81	5																																
湧水処理設備	湧水処理プラント工	2	1	2	-81	-79	2																																
裏込め注入設置工	裏込めプラント設置工	5	1	5	-79	-74	5																																
防音設置工	防音防音ハウス工	57	1	57	-74	-17	57																																
立坑仮設撤去工	仮設昇降機工(取山)	1	1	1	-17	-16	1																																
シールド機発達受台工	発達受台設置(取山)	16	1	16	-16	0	16																																
シールド機本体	マシン組立設置工	45	1	45	0	45	45	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     基準日=0 に設定                 </div>																															
シールド機仮発達工	仮発達支保脚設置(取山)	19	1	19	45	64	19																																
シールド機仮発達工	取山仮セグメント組立工	6	1	6	64	70	6																																
掘削工	掘削機切り工(取山)	14	1	14	70	84	14																																
覆工セグメント	初期掘削工	37	1	37	84	121	37																																
シールド機仮発達工	仮発達支保脚撤去(取山)	13	1	13	121	134	13																																
シールド機発達受台工	発達受台撤去(取山)	11	1	11	134	145	11																																
作業床工	立坑内作業床設置(取山)	23	1	23	145	168	23																																
覆工セグメント	本掘削工①-1	131	1	131	168	299	131																																
覆工セグメント	本掘削工①-2	23	1	23	299	322	23																																
掘削機開口工	掘削機開口工(大高)	2	1	2	322	324	2																																
掘削機開口工	バックン設置工(大高)	33	1	33	242	275	33																																
掘削機開口工	掘削機切り工(大高)	14	1	14	275	289	14																																
掘削機開口工	反力受支保脚設置(大高)	35	1	35	289	324	35																																
掘削機開口工	バックン撤去工(大高)	21	1	21	324	345	21																																
掘削機開口工	反力受支保脚撤去(大高)	24	1	24	345	369	24																																
シールド機発達受台工	再発達用受台設置(大高)	9	1	9	369	378	9																																
シールド機本体	マシンセグメント減換交換工	7	1	7	378	385	7																																
シールド機本体	マシングループシールド交換工	8	1	8	385	393	8																																
シールド機再発達工	再発達用支保脚設置(大高)	20	1	20	393	413	20																																
シールド機再発達工	大高仮セグメント組立工	8	1	8	413	421	8																																
掘削機開口工	掘削機切り工(大高)	14	1	14	421	435	14																																
覆工セグメント	再発達工	2	1	2	435	437	2																																
覆工セグメント	本掘削工①-1a	7	1	7	437	444	7																																
シールド機再発達工	大高立坑セグメント撤去工	4	1	4	444	448	4																																
シールド機再発達工	再発達用支保脚撤去(大高)	13	1	13	448	461	13																																
シールド機発達受台工	再発達用受台撤去(大高)	6	1	6	461	467	6																																
作業床工	立坑内作業床撤去(大高)	15	1	15	467	482	15																																
覆工セグメント	本掘削工①-1b	9	1	9	482	491	9																																
覆工セグメント	本掘削工①-2	154	1	154	491	645	154																																
掘削機開口工	掘削機切り工(鳥籠)	14	1	14	631	645	14																																
掘削機開口工	掘削機撤去(鳥籠)	2	1	2	645	647	2																																
新加材注入設置工	新加材プラント撤去	3	1	3	647	650	3																																
裏込め注入設置工	裏込めプラント撤去	3	1	3	647	650	3																																
シールド機本体	マシン解体工	26	1	26	647	673	26																																
二次覆工	二次覆工	17	1	17	673	690	17																																
湧水処理設備	湧水処理プラント撤去	2	1	2	690	692	2																																
配管撤去工	配管撤去工	62	1	62	690	752	62																																
後片付け	後片付け	15	1	15	752	767	15																																
<b>NO.8換気シャフト</b>																																							
固結工	地盤改良工	33	1	33	568	601	33																																
PCウェル工	シャフト工(PCウェル)	46	1	46	601	647	46																																
接続部構築工	シールド本体接続工	63	1	63	647	710	63																																
現場打撃体工	地上部等築造工	89	2	45	710	755	45																																
<b>NO.9換気シャフト</b>																																							
固結工	地盤改良工	21	1	21	607	628	21																																
深掘工	シャフト工(ライナーブレード)	19	1	19	628	647	19																																
接続部構築工	シールド本体接続工	57	1	57	647	704	57																																
現場打撃体工	地上部等築造工	96	2	48	704	752	48																																
後片付け	後片付け	15	1	15	752	770	15																																

※本掘削工①とは、取山～大高の掘削を示し、①-1とは、通常区間の一般部掘削を示し、①-2とは、VOC区間の一般部掘削を示す。  
 ※本掘削工②とは、大高～鳥籠の掘削を示し、②-1aとは、VOC区間の反力支保脚体までの一般部掘削を示し、②-1bとは、VOC区間の残りの一般部掘削を示す。②-2とは、通常区間の一般部掘削を示す。

## 総合評価落札方式の内容

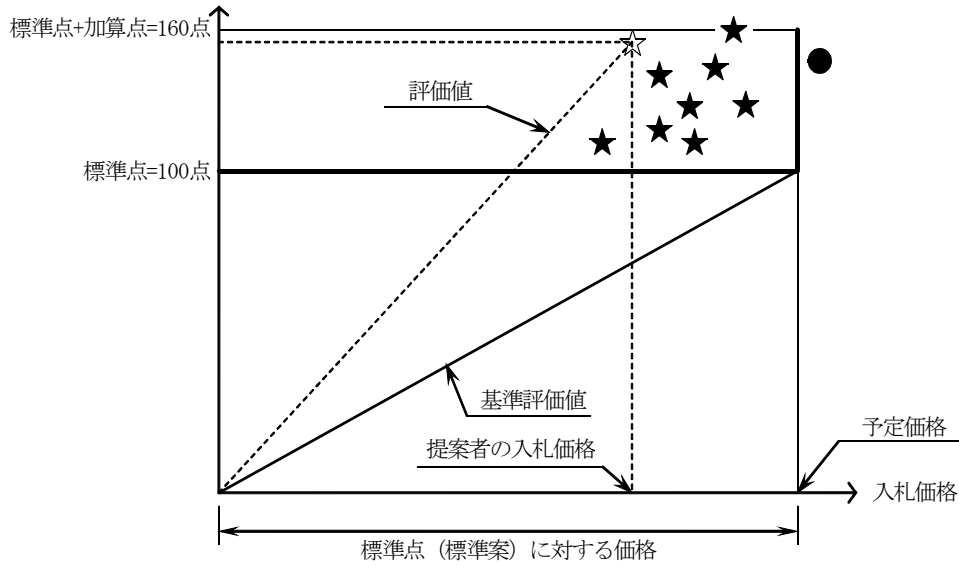
### 1. 総合評価落札方式（標準型）の考え方

総合評価落札方式（標準型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、入札説明書 9.（3）入札の評価に関する基準により点数を付与する方式である。

### 2. 総合評価の仕組み

#### ① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

基準評価値 = 標準点（100点） / 予定価格

評価値 = （標準点+加算点） / 入札価格

予定価格 = 発注者が設定した工事費

入札価格 = 技術提案内容等に対する見積工事費

※ （標準点+加算点）の評価点の合計は、100点を下限値とする。

#### ② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最大の者を落札者とする。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 入札参加資格を満たすこと（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値

※ 条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 3. 技術提案書の評価

技術提案書を作成するに当たっては、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。なお、下記に示すような提案内容については、評価しない。

- ① 提案内容が抽象的なもの
- ② 提案の表現が曖昧なもの
- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの
- ④ 提案内容に明確な効果が認められないもの
- ⑤ 提案内容が前提条件の変更を伴うもの

なお、発注者が設定している標準案と同等以上であると認められないものは入札に参加できない。

#### 4. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定（入札参加者が10社の場合の例）

入札者	標準点	施工体制 評価点	技術提案① 加算点	技術提案② 加算点	配置予定技術者 の能力 加算点	加算点 小計	点数合計 (a)	入札価格 (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	30.0000	10.0000	5.0000	6.0000	151.0000	151.0000	1.46	103.4246	6
②	100	30.0000	15.0000	15.0000	8.0000	168.0000	168.0000	1.40	120.0000	☆ 1
③	100	10.0000	6.0000	3.3333	6.0000	125.3333	125.3333	1.36	92.1568	8
④	100	30.0000	20.0000	15.0000	10.0000	175.0000	175.0000	1.48	118.2432	2
⑤	100	30.0000	7.0000	-1.0000	8.0000	144.0000	144.0000	1.40	102.8571	7
⑥	100	—	25.0000	8.0000	6.0000	139.0000	139.0000	1.52	—	— 注1
⑦	100	30.0000	12.0000	25.0000	2.0000	169.0000	169.0000	1.47	114.9659	3
⑧	100	30.0000	5.0000	10.0000	8.0000	153.0000	153.0000	1.45	105.5172	5
⑨	100	0.0000	0.0000	0.0000	-10.0000	90.0000	100.0000	1.28	78.1250	9 注2
⑩	100	30.0000	18.0000	8.0000	4.0000	160.0000	160.0000	1.42	112.6760	4

1) 予定価格＝15(億円) 基準評価値＝66.6666

2) 入札価格の単位：10億円

3) ☆：落札者

注1) 予定価格を超過

2) 入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100点に満たない場合であっても100点を下限値とする。

※加算点数については、小数点第5位以下切り捨て。評価値については、小数点第5位以下切り捨て。

#### 5. 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案書(別記様式4、5)に記載した提案内容が履行されなかった場合は、9.(4)の「落札者の決定」の方法により見直し得点を求め、当初評価値(傾斜率)により違約金を徴収する。

ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、ペナルティー額の考え方は、以下のとおりとする。

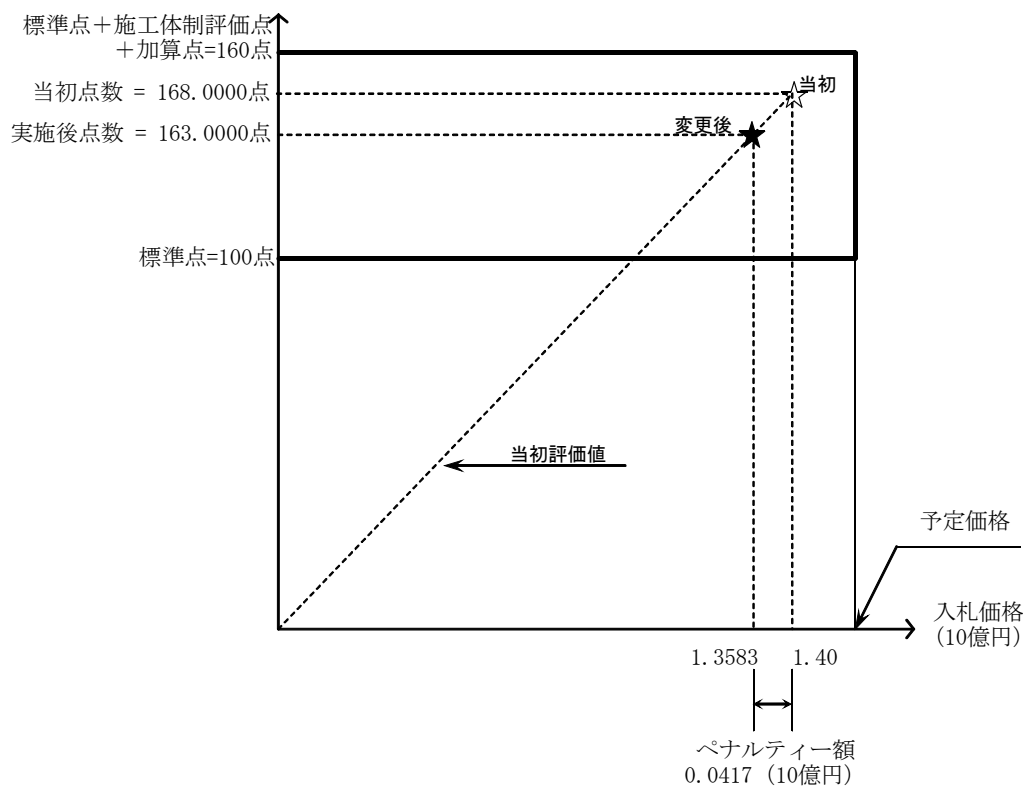
① ペナルティー額の算定方法(例)

	標準点	施工体制 加算点	技術提案① 加算点	技術提案② 加算点	点数合計 (a)	入札価格 (単位：10億円) (b)	評価値 (a/b)
当初	100	30.0000	15.0000	15.0000	160.0000	1.40	114.2857
実施後	100	30.0000	12.0000	13.0000	155.0000	—	—

入札価格  
単

$$\begin{aligned}
 \text{ペナルティー額} &= \text{当初落札価格} - (\text{実施後点数} / \text{当初評価値}) \\
 &= 1.40 \text{ (10億円)} - (163.0000 \text{点} / 120.0000) \\
 &= 1.40 - 1.3583 \\
 &= 0.0417 \text{ (10億円)}
 \end{aligned}$$

② ペナルティー額 イメージ図



支出負担行為担当官  
中部地方整備局長 殿〇〇市〇〇区〇-〇-〇  
〇〇〇建設株式会社  
代表取締役〇〇 〇〇 印  
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事  
技 術 提 案 書等級区分 一般土木工事  
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)  
業者コード  
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇連絡先 所 属 :  
役 職 :  
氏 名 :  
電 話 :  
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成22年9月24日付けで公告のありました「平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事」の技術提案を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせにおける連絡先(担当者)を記載するものとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (1 - 1) (○/○)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」 に関する技術提案

【基本概念】

【施工方法】

【施工管理】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (1 - 2) (○/○)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」 に関する技術提案 【搬出土砂のVOC処理対策についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (1 - 3) (○/○)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「共同溝の掘削土 (VOC汚染) 処理及び止水性の品質向上対策」 に関する技術提案

### 【セグメント及び立坑接続部の止水対策についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。



平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (1 - 4) (○/○)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策」 に関する技術提案 【完成後の漏水に対する維持・管理、補修対策についての工夫・提案】

【概要】

【維持管理面を考慮した対策】

【その他】

注) 1. 本様式 3 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (2 - 1) (○/○)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「地域住民に対する工事負荷の軽減」に関する技術提案

【基本概念】

【施工方法】

【施工管理】

注) 1. 本様式 5 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (2 - 2) (○/○)

工事名 :

会社名 : \_\_\_\_\_

## 「地域住民に対する工事負荷の軽減」に関する技術提案 【掘削土砂搬出及び処理方法についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 5 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書 (2 - 3) (○/○)

工事名 :

会社名 :

## 「地域住民に対する工事負荷の軽減」に関する技術提案 【シールド施工の効率化につながるセグメントの組立て等についての工夫・提案】

【概要】

【施工方法】

【施工管理】

【根拠・効果】

【その他】

注) 1. 本様式 5 枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

## 技術提案書 (3)

＜共同溝の掘削土（VOC汚染）処理及び止水性の品質向上対策＞

工事名：

会社名： \_\_\_\_\_

### 標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式 1 枚に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。  
なお、参考資料の添付は認めないものとする。

平成22年度 302号鳴海Ⅲ共同溝工事

# 技術提案書（4）

## <地域住民に対する工事負荷の軽減>

工事名：

会社名：\_\_\_\_\_

### 標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式1枚に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。  
なお、参考資料の添付は認めないものとする。



中部地方整備局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事 見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別・ 細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
共同溝（シールド）		式				
シールド工		式				
一次覆土工		式				
シールド機本体	泥土圧式	式				第 1 号
セグメント	内径 φ 6700	式				第 2 号
覆工セグメント		m				第 3 号
機械器具損料	一次覆工	式				第 4 号
発生土処理（1）	泥土	m <sup>3</sup>				第 5 号
発生土処理（2）	泥土（汚染土処理）	m <sup>3</sup>				第 6 号
裏込材	二液可塑性裏込材	m <sup>3</sup>				第 7 号
添加材	気泡添加材	kg				第 8 号
ボルトボックス充填工		式				第 9 号
仮設備工		式				
発進坑口工 （殿山・大高）		式				第 10 号
到達坑口工 （大高）		式				第 11 号
作業床工 （殿山・大高）		式				第 12 号
シールド機発進受台工 （殿山・大高）		式				第 13 号
シールド機据付工 （殿山）	泥土圧式	箇所				第 14 号
シールド機解体残置工 （鳥澄）		箇所				第 15 号



## 別記様式 9 - 2

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事

見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単価	金額	内訳書 番号
シールド機仮発進工 (殿山)		式				第 16 号
シールド機再発進工 (大高)		式				第 17 号
後続台車設備工		式				第 18 号
鏡切り工		式				第 19 号
軌条設備工		式				第 20 号
土砂搬送設備工		式				第 21 号
坑内整備工		式				
配管設備工		式				第 22 号
配管撤去工		式				第 23 号
換気設備工		式				第 24 号
通信配線設備工		式				第 25 号
照明設備工		式				第 26 号
内部構築工		式				
二次覆工 (マシン部・シャフト部)		式				第 27 号
立坑設備工		式				
立坑仮設階段工		式				第 28 号
土砂搬出設備工		式				第 29 号
坑外設備工		式				
作業構台設備工		式				第 30 号
立坑クレーン設備工		式				第 31 号
防音設備工		式				第 32 号
濁水処理設備		式				第 33 号

別記様式 9 - 3

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事

見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
裏込注入設備工		式				第 34 号
添加材注入設備工		式				第 35 号
電力設備工		式				
電力設備工		式				第 36 号
水替工		式				
水替え工		式				第 37 号
防護工(薬液注入)		式				
薬液注入 (大高立坑:到達防護)	二重管ダブルハ ッカー工法	本				第 38 号
道路土工		式	-	-	-	<del>参考見積り</del>
<del>残土処理工</del>		<del>式</del>				
<del>残土処理</del>		<del>m<sup>3</sup></del>				
NO.8換気シャフト工		式	-	-	-	<del>参考見積り</del>
作業土工		式	-	-	-	
<del>床掘り</del>		<del>式</del>				
<del>埋戻し</del>		<del>式</del>				
現場打躯体工		式	-	-	-	
<del>基礎材</del>	<del>再生クラッシュラン40 敷厚 0.2 m</del>	<del>m<sup>2</sup></del>				
<del>均しコンクリート</del>	<del>18-8-40(高炉) 敷厚 10cm</del>	<del>m<sup>2</sup></del>				
<del>コンクリート</del>	<del>24-8-25(20) (高炉)</del>	<del>m<sup>3</sup></del>				
<del>鉄筋</del>	<del>SD345-D13</del>	<del>t</del>				
<del>鉄筋</del>	<del>SD345-D16-25</del>	<del>t</del>				

別記様式 9 - 4

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事

見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
<del>型枠</del>		<del>式</del>				
<del>支保</del>		<del>式</del>				
<del>足場</del>		<del>式</del>				
<del>止水板</del>		m				
<del>目地材</del>	<del>瀝青質目地板 t=20</del>	m <sup>2</sup>				
<del>特殊目地材</del>	<del>水膨張<del>マ</del>t= 20</del>	m				
歩床工		式	-	-	-	
<del>歩床コンクリト</del>	<del>18-8-25BB</del>	m <sup>3</sup>				
<del>歩床部型枠</del>		m				
PCウェル工		式	-	-	-	
<del>沈下装置設置撤去</del>		<del>式</del>				
PCウェル本体構築		式				
<del>掘削揚土・圧入沈下</del>	<del>陸掘削 10m未 満 砂質土</del>	m <sup>3</sup>				
<del>掘削揚土・圧入沈下</del>	<del>水中掘削 20m 未満 砂質土</del>	m <sup>3</sup>				
<del>掘削揚土・圧入沈下</del>	<del>水中掘削 20m 未満 粘土 礫</del>	m <sup>3</sup>				
<del>掘削揚土・圧入沈下</del>	<del>水中掘削 20m 以上 砂質土</del>	m <sup>3</sup>				
<del>底版コンクリト打設</del>	<del>30-15-25BB</del>	m <sup>3</sup>				
<del>周面コンタクトグラウト</del>		m <sup>3</sup>				
固結工		式	-	-	-	
<del>高圧噴射攪拌①</del>	<del>改良径3.1m 削孔長L=27.0 m 改良長L=4. 1m</del>	本				

別記様式 9 - 5

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事

見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
高圧噴射攪拌②	<del>改良径3.1m</del> <del>削孔長L=26.3</del> <del>m</del> 改良長L=3. 3m	本				
<del>高圧噴射攪拌③</del>	<del>改良径3.1m</del> <del>削孔長L=25.5</del> <del>m</del> 改良長L=2. 5m	本				
<del>高圧噴射攪拌④</del>	<del>改良径3.1m</del> <del>削孔長L=25.9</del> <del>m</del> 改良長L=2. 9m	本				
<del>高圧噴射攪拌⑤</del>	<del>改良径3.1m</del> <del>削孔長L=26.4</del> <del>m</del> 改良長L=3. 5m	本				
<del>プラント設備</del>		式				
<del>排泥液運搬処理</del>		m <sup>3</sup>				
接続部構築工		式	-	-	-	
<del>コンクリート取壊し</del>	無筋 (底版部)	m <sup>3</sup>				
接続部掘削	固結土	m <sup>3</sup>				
鋼製セグメント切断撤去		t				
<del>接続部躯体築造</del>		式				
鋼製セグメント補強工		式	-	-	-	
セグメント補強		式				第 39 号
土留・仮締切工		式	-	-	-	
鋼矢板		式				
<del>切梁・腹起し</del>		t				
路面覆工		m <sup>2</sup>				
NO.9換気シャフト工		式	-	-	-	<del>参考見積り</del>
<del>作業土工</del>		式				

別記様式 9 - 6

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事

見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
床掘り		式				
<del>埋戻し</del>		<del>式</del>				
現場打躯体工		式	—	—	—	
<del>基礎材</del>	<del>再生クラッシュラン40 ～0 敷厚 0.2 m</del>	<del>m<sup>2</sup></del>				
<del>均しコンクリート</del>	<del>18-8-40(高炉) 敷厚 10cm</del>	<del>m<sup>2</sup></del>				
<del>コンクリート</del>	<del>24-8-25(20) (高炉)</del>	<del>m<sup>3</sup></del>				
鉄筋	SD345-D13	t				
鉄筋	SD345-D16～25	t				
<del>フーリングホルト</del>	<del>φ19</del>	<del>個</del>				
型枠		式				
<del>支保</del>		<del>式</del>				
足場		式				
止水板		m				
<del>目地材</del>	<del>瀝青質目地板 t=20</del>	<del>m<sup>2</sup></del>				
歩床工		式	—	—	—	
<del>歩床コンクリート</del>	<del>18-8-25BB</del>	<del>m<sup>3</sup></del>				
<del>歩床部型枠</del>		<del>m</del>				
深礎工		式	—	—	—	
<del>掘削土留</del>	<del>杭径(A工法の場合) 3.5m 杭長 10m</del>	<del>本</del>				
<del>グラウト注入</del>		<del>m<sup>3</sup></del>				
<del>グラウトパイプ</del>	<del>VP-50</del>	<del>m</del>				
コンクリート	24-8-25(20) (高炉)	m <sup>3</sup>				

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単価	金額	内訳書 番号
鉄筋	<del>SD345-D13</del>	t				
<del>鉄筋</del>	<del>SD345-D16~25</del>	t				
<del>型枠</del>	<del>合成円形型枠</del>	m <sup>2</sup>				
<del>足場</del>		式				
固結工		式	-	-	-	
<del>高圧噴射攪拌①</del>	<del>改良径2.8m 削孔長L=15.5 m 改良長L=9. 3m</del>	本				
<del>高圧噴射攪拌②</del>	<del>改良径2.8m 削孔長L=15.2 m 改良長L=8. 9m</del>	本				
<del>高圧噴射攪拌③</del>	<del>改良径2.8m 削孔長L=15.4 m 改良長L=9. 2m</del>	本				
<del>高圧噴射攪拌④</del>	<del>改良径2.8m 削孔長L=16.9 m 改良長L=1 0.7m</del>	本				
プラント設備		式				
<del>排泥液運搬処理</del>		m <sup>3</sup>				
接続部構築工		式	-	-	-	
接続部掘削	固結土	m <sup>3</sup>				
<del>鋼製セグメント切断撤去</del>		t				
接続部躯体築造		式				
鋼製セグメント補強工		式	-	-	-	
セグメント補強		式				第39号
土留・仮締切工		式	-	-	-	
<del>鋼矢板</del>		式				

別記様式 9 - 8

平成 22 年度 302 号鳴海Ⅲ共同溝工事 見積書及び内訳書

工事区分・工種・種別 ・細別	規格	単位	員数	単 価	金 額	内訳書 番号
<del>切梁・腹起し</del>		<del>t</del>				
<del>路面覆工</del>		<del>m<sup>2</sup></del>				
<del>仮設工</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>工事用道路工</del>		<del>式</del>				
<del>工事用道路掘削</del>		<del>m<sup>3</sup></del>				
路盤	RC-40 t=100	m <sup>2</sup>				
直接工事費		式	-	-	-	<del>参考見積り</del>
共通仮設費		式	-	-	-	
共通仮設費		式	-	-	-	
<del>運搬費</del>		<del>式</del>				
<del>建設機械運搬費</del>		<del>式</del>				
重建設機械分解組 立輸送費		式				
<del>仮設材運搬費</del>		<del>式</del>				
<del>安全費</del>		<del>式</del>				
<del>交通誘導員</del>		<del>式</del>				
役務費		式	-	-	-	
電力基本料金		式				第 40 号
<del>術管理費</del>		<del>式</del>				
<del>六価カド溶出試験費</del>		<del>式</del>				
<del>道路台帳作成費</del>		<del>式</del>				
<del>イメージマップ（率計上）</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>共通仮設費（率計上）</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
純工事費		式				<del>参考見積り</del>

~~平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書~~

<del>工事区分・工種・種別 ・細別</del>	<del>規格</del>	<del>単位</del>	<del>員数</del>	<del>単価</del>	<del>金額</del>	<del>内訳書 番号</del>
<del>現場管理費</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>工事原価</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>一般管理費等</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>工事価格</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>消費税相当額</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>
<del>工事費計</del>		<del>式</del>				<del>参考見積り</del>



別記様式 9 - 1 0

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 号  
シールド機本体

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド機本体		式	1		全損部分単価 単価表 1 号
シールド機本体		式	1		損料等部分単価 単価表 2 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処 理等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※全損部分、損料等の部分に分けて一式で算出すること。
- ※それぞれ一式算出した単価については、さらに詳細な内訳を提出すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

単価表 1 号  
シールド機本体(全損)

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド機本体		式	1		全損
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処 理等を記載する。

単価表 2 号  
シールド機本体(損料)

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	供 用 日 数	損料等 区 分	単 価	金 額	備 考 (基礎価格)
パワーユニット 関連	〇〇	式						
モーター関連	〇〇	台						
ジャッキ関連	〇〇	本						
エレクター関連	〇〇	〇						
.....								
諸雑費		式	1					〇〇の〇%、 端数処理等 を記載する。

- ※シールド機本体の損料部分の必要な機械器具を記載すること。
- ※損料等区分については、機械種毎に、時間当り、運転日当り、供用日当りを分けて記入すること。
- ※日数については、別途提出する工程表から算出すること。
- ※備考欄に、機械の基礎価格を記載すること。

別記様式 9 - 1 1

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 2 号  
セグメント

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
セグメント	鋼製、RC、合成セグメント等記載	リング	○		別紙単価見積表に記入
セグメント	鋼製、RC、合成セグメント等記載	リング	○		別紙単価見積表に記入
シール材		m	○		別紙単価見積表に記入
インターレア材		m	○		別紙単価見積表に記入
組立用ボルト	RCセグメント用	本	○		別紙単価見積表に記入
・	・				
・	・				
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※シール材、インターレア材、組立用ボルト等の付属品も記載すること。

内訳書-第 3 号  
覆工セグメント

(○m当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
切羽及び坑内作業工		m		単価表 3 号
坑外作業工		m		単価表 4 号
諸雑費		式		○○の○%、端数処理等を記載する。

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 3 号  
切羽及び坑内作業工

(〇m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
〇〇世話役		人		
〇〇特殊工		人		
〇〇作業員		人		
諸雑費		式		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

- ※ 1 日当りの作業サイクル(1日〇交替作業 実働〇〇時間)を記載すること。
- ※ 下記<一次覆工の日進量>より、日進量(1日)あたりの歩掛を記載すること。
- ※ 下記<一次覆工の日進量>の日進量の分けごとに、単価表を記載すること。

単価表 4 号  
坑外作業工

(〇m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	備 考
〇〇作業員		人		
〇〇作業員		人		
諸雑費		式		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

- ※ 1 日当りの作業サイクル(1日〇交替作業 実働〇〇時間)を記載すること。
- ※ 下記<一次覆工の日進量>より、日進量(1日)あたりの歩掛を記載すること。
- ※ 下記<一次覆工の日進量>の日進量の分けごとに、単価表を記載すること。

<一次覆工の日進量>

区間	位置	対象区間(No.) 延長(m)	日進量(m/日)
初期掘進区間	殿山		
直線掘進区間	殿山～鳥澄		
直線掘進区間(VOC部)	殿山～鳥澄		
到達掘進区間(VOC部)	大高		
再発進区間(VOC部)	大高		
到達掘進区間	鳥澄		

- ※ 対象区間、延長、日進量について記載すること。尚、曲線部分で日進量異なる場合や、土質条件で日進量異なる場合は、その区間(No.〇〇～No.〇〇)、延長(m) 及び日進量(m/日)を追記すること。

別記様式 9 - 1 3

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第4号  
機械器具損料

(1式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
機械器具損料		式	1		単価表5号
電力料金		式	1		単価表6号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※それぞれ一式算出した単価については、さらに詳細な内訳書を提出すること。

単価表5号  
機械器具損料

(1式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	供 用 日 数	損料等 区 分	単 価	金 額	備 考 (基礎価格)
坑内搬送設備関連 〇〇台車	〇〇	台						
天井クレーン関連 〇〇クレーン	〇〇	台						
裏込め注入プラ ント関連 〇〇ポンプ	〇〇	台						
加泥プラント関連 〇〇ポンプ	〇〇	台						
濁水処理関連 濁水処理装置	〇〇	台						
・ ・ ・	・ ・ ・							
諸雑費		式						〇〇の〇%、 端数処理等 を記載する。

※一次覆工に必要な機械器具を記載すること。

※損料等区分については、機械種毎に、時間当り、運転日当り、供用日当りを分けて記入すること。

※日数については、別途提出する工程表から算出すること。

※備考欄に、機械の基礎価格を記載すること。

別記様式 9 - 1 4

平成 2 2 年度 3 0 2 号鳴海Ⅲ共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 6 号  
電力料金

(1 式当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
電力料金	一次覆工	式	1		下記〈電力について〉 1. ～ 4. より算出
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

〈電力算定〉

1. 契約電力量 \_\_\_\_\_ kW
2. 契約種別 \_\_\_\_\_ (例：常時契約 高圧A)
3. 基本料金 \_\_\_\_\_ 円(※内訳書—第 4 0 号に記入)
- ・最大契約電力 \_\_\_\_\_ kW
- ・需要契約期間 \_\_\_\_\_ 月
- ・基本料単価 \_\_\_\_\_ 円/kW
- ・力率割引き \_\_\_\_\_
4. 電力料金 \_\_\_\_\_ 円(※単価表 6 号に記入)
- ・電力料金単価 \_\_\_\_\_ 円/kWh
- ・燃料費調整単価 \_\_\_\_\_
- ・使用電力量 \_\_\_\_\_ kWh
5. 仮設電力設備費(1式) \_\_\_\_\_ 円(※内訳書—第 3 6 号に記入)

〈注記〉

- ・見積に応じた機械・規格・台数を次ページの別添表に記載し、契約電力を決定すること。
- ・次ページ別添表より、現場において必要とする電力供給が可能な電力会社を決定し、電力プランより料金を算出すること。(電力会社の見積等の根拠資料を提出すること。)
- ・仮設電力設備費については、高圧受電設備、高圧配電線路、高圧電動機設備、照明設備、その他設備について、設備の設置撤去費、在場期間の損料を1式計上すること。また、その内訳についても提出すること。

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

契約負荷設備容量及び電力量算定表(別添)

機械の種類	規格 (kW)	出力	台数	出力 合計	入力 換算 値	契約負荷 設備入力	供用 日	運 転 日数	日 当 た り 運 転 時 間	時 間 あ た り 消 費 電 力	総 電 力 量
		kW	日	kW			kW	日	日	時間	kWh
シールド マシン関連 〇〇											
坑内搬送設備関 連 〇〇											
土砂圧送関連 〇〇											
クレーン関連 〇〇											
裏込注入関連 〇〇											
加泥注入関連 〇〇											
坑内換気関連 〇〇											
濁水処理関連 〇〇											
給水排水設備関 連 〇〇											
薬液注入関連 〇〇											
坑内照明設備関 連 〇〇											
・ ・ ・											
計											

別記様式 9 - 1 6

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 5 号  
発生土処理 (1)

(1 m 3 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
積み込み	BH〇〇m 3	m 3			単価表 7 号
泥土運搬	〇 t 〇〇車	m 3			単価表 8 号
泥土処理費		m 3			処理単価
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

単価表 7 号  
積み込み

(1 m 3 当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇運転手		人			
軽油		L			
バックホリ運転	〇m 3	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

単価表 8 号  
泥土運搬

(1 m 3 当り)

機械の種類	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇運転手		人			
軽油		L			
〇〇車運転	〇 t	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 1 7

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 6 号  
発生土処理 ( 2 )

( 1 m 3 当り )

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
積み込み	BH〇〇m 3	m 3			
泥土運搬	〇 t 〇〇車	m 3			
泥土処理費	泥土 (VOC改良土)	m 3			処理単価
VOC改良材	〇〇	k g			1 m 3 当りの配合量 (k g) および単価 別紙単価見積表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※歩掛の見積については、内訳書第 5 号と異なる場合は、同様の様式で別途記載すること。

内訳書 - 第 7 号  
裏込材

( 1 m 3 当り )

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇	〇〇〇	kg	〇〇		別紙単価見積表に 記入
〇〇	〇〇〇	L	〇〇		別紙単価見積表に 記入
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数 処理等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※ 1 m 3 当りの配合・単価を記入すること。
- ※ロス率 ( 注入率 ) があれば記入すること。



別記様式 9 - 1 8

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書—第 8 号  
 添加材

(1 kg 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇	〇〇〇	kg	〇〇		別紙単価見積表に記入
〇〇	〇〇〇	l	〇〇		別紙単価見積表に記入
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※1 m<sup>3</sup> 当りの配合・単価を記載すること。

内訳書—第 9 号  
 ボルトボックス充填工

(1 式 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
無収縮モルタル	〇〇	m <sup>3</sup>			別紙単価見積表に記入
モルタル充填工		m			単価表 9 号
合計					

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※材料については 1 m<sup>3</sup> 当りの配合・単価を記載すること。
- ※初期掘進区間、直線区間等必要に応じてそれぞれ記載すること。

単価表 9 号  
 モルタル充填工

(〇 m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇作業員		人			
⋮	⋮				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載

別記様式 9 - 1 9

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 0 号  
 発進坑口工(殿山・大高)

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
坑口ゴムリング設置 撤去工		箇所			単価表 1 0 号
無筋・鉄筋構造 物コンクリート ポンプ車打設		m 3			
型枠工(鉄筋・ 無筋構造物)		m 2			
型枠工(合板円 形型枠)		m 2			
パイプサポート 支保・くさび結 合支保		空 m 3			
足場工		掛 m 2			
コンクリート取壊し		m 3			
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端 数処理等を記載

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したもの以外は任意とする。

単価表 1 0 号  
 坑口ゴムリング設置撤去工

(1 箇 所 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
ゴムリング	〇〇工法 セグメント外径〇〇mm用、 枠金物・付属品共	個			別紙単価見積表に記 入
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
〇〇作業員		人			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

別記様式 9 - 2 0

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 1 号  
到達坑口工 (大高)

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
坑口ゴムリング設置撤去工		箇所			単価表 1 1 号
無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設		m <sup>3</sup>			
型枠工 (鉄筋・無筋構造物)		m <sup>2</sup>			
型枠工 (合板円形型枠)		m <sup>2</sup>			
ハイサポート支保・くさび結合支保		空 m <sup>3</sup>			
足場工		掛 m <sup>2</sup>			
コンクリート取壊し		m <sup>3</sup>			
鋼材設置・撤去工		t			単価表 1 2 号
無収縮モルタル		m <sup>3</sup>			
型枠工 (鉄筋・無筋構造物)		m <sup>2</sup>			
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものの以外は任意とする。

単価表 1 1 号  
坑口ゴムリング設置撤去工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
ゴムリング	〇〇工法 セグメント外径〇〇mm用、 枠金物・付属品共	個			別紙単価見積表に記入
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
トラッククレーン賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

- ※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

別記様式 9 - 2 1

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 1 2 号  
鋼材設置・撤去工

(10 t 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※一次覆工工における、仮(再)発進受台設置、仮(再)発進支保、立坑内作業床、反力受け支保についても同歩掛と想定しているが、項目ごとに歩掛が異なる場合は、それぞれで算出すること。

内訳書一第 1 2 号  
作業床工 (殿山・大高)

(1 式 当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
鋼材設置工	(殿山立坑内作業床)	t			単価表 1 2 号
鋼材設置工	(大高立坑内作業床)	t			単価表 1 2 号
作業床設置工	床材(殿山、大高)	m2			単価表 1 2 号
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数 処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

別記様式 9 - 2 2

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 3 号

シーールド機発進受台工 (殿山・大高)

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
鋼材設置・撤去工	(殿山立坑：発進台)	t			単価表 1 2 号
鋼材設置・撤去工	(大高立坑：再発進台)	t			単価表 1 2 号
無筋・鉄筋構造物 コンクリートポン プ車打設		m <sup>3</sup>			
型枠工 (鉄筋・無 筋構造物)		m <sup>2</sup>			
コンクリート取壊し		m <sup>3</sup>			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数 処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものの以外は任意とする。

内訳書-第 1 4 号

シーールド機据付工 (殿山)

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シーールド機据付工		箇所			単価表 1 3 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数 処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

別記様式 9 - 2 3

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 1 3 号  
シールド機据付工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
：		：			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

内訳書-第 1 5 号  
シールド機解体残置工 (鳥澄)

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド機解体残地工		箇所			単価表 1 4 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処 理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

単価表 1 4 号  
シールド機解体残地工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
：		：			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等 を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9 - 2 4

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 1 6 号

シールド機仮発進工 (殿山)

(1 式 当 り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
仮セグメント組立工		リング	〇〇		単価表 1 5 号
仮セグメント撤去工		リング	〇〇		単価表 1 5 号
鋼材設置・撤去工	仮発進支保工	t			単価表 1 2 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※鋼材設置・撤去工について、備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

単価表 1 5 号

仮セグメント組立工

(〇リング 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※撤去工は、組立工歩掛の〇〇%とする。

内訳書-第 1 7 号

シールド機再発進工 (大高)

(1 式 当 り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
仮セグメント組立工		リング			単価表 1 5 号
仮セグメント撤去工		リング			単価表 1 5 号
鋼材設置・撤去工	再発進支保工	t			単価表 1 2 号
油圧ジャッキ損料	〇 t	台			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※備考欄にある歩掛と同様と考えているが、異なる場合は、別途記載すること。

別記様式 9 - 2 5

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 1 8 号  
後続台車設備工

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
後続台車据付撤去工		回			単価表 1 6 号
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

単価表 1 6 号  
後続台車据付撤去工

(1 回当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役	セグメント外径φ〇〇 泥土圧式	人			
〇〇工		人			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書 - 第 1 9 号  
鏡切り工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
ソイルメント撤去工		m <sup>3</sup>			
H形鋼切断	H-700×300×13×24	箇所			
スクラップ <sup>°</sup>		t			スクラップ単価
足場工		掛 m <sup>2</sup>			
諸 雑 費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものを以外は任意とする。



別記様式 9 - 2 6

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 2 0 号  
軌条設備工

(1 式 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
レール	〇〇kg/m	m			別紙損料表に記入
枕木	H〇	t			別紙損料表に記入
Y分岐	〇〇	台			別紙損料表に記入
トラバーサ	〇〇	基			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

内訳書-第 2 1 号  
土砂搬送設備工

(1 式 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
連続ベルトコンベア設備	幅 〇 mm	m			別紙損料表に記入
垂直ベルトコンベア設備	揚程 〇 m	基			別紙損料表に記入
水平ベルトコンベア設備	幅 〇 mm L=〇 m	台			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9 - 2 7

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 2 2 号  
配管設備工

( 1 式 当 り )

名称	規格	単位	数量	単価	備考
給水管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 7 号
排水管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 7 号
作業用管設置撤去工	φ ○	m			単価表 1 7 号
給水管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
排水管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
作業用管損料	φ ○	m			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛については、全ての内訳の単価表を記載すること。

※配管ごとに歩掛が異なる場合は、それぞれ記載すること。

単価表 1 7 号

(給水管・排水管・作業用配管)設置撤去工

( 1 0 0 m 当 り )

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇配管工		人			
〇〇作業員		人			
・	・				
・	・				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 2 8

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 2 3 号  
配管撤去工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
添加材注入配管撤去工	φ○	m			単価表 1 8 号
裏込材注入配管撤去工	φ○	m			単価表 1 8 号
排水管撤去工	φ○	m			単価表 1 8 号
給水管撤去工	φ○	m			単価表 1 8 号
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※配管ごとに歩掛が異なる場合は、それぞれ記載すること。

単価表 1 8 号

(添加材・裏込材)注入配管撤去工

(1 0 0 m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○世話役		人			
○○配管工		人			
○○作業員		人			
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 2 9

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 2 4 号  
換気設備工

( 1 式 当 り )

名称	規格	単位	数量	単価	備考
送風管設置撤去工	φ ○ ○ 風管 (立坑用)	m			単価表 1 9 号
送風管設置撤去工	φ ○ ○ (坑内用)	m			単価表 1 9 号
送風管設置撤去工	φ ○ ○ (局所用)	m			単価表 1 9 号
送風機損料	坑外ファン ○ m <sup>3</sup> /min	台			別紙損料表に記入
送風機損料	坑内中継ファン ○ m <sup>3</sup> /min	台			別紙損料表に記入
送風機損料	坑内局所ファン ○ m <sup>3</sup> /min	台			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※配管ごとに歩掛が異なる場合は、それぞれ記載すること。

単価表 1 9 号  
送風管設置撤去工

( 1 0 0 m 当 り )

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○世話役		人			
○○配管工		人			
○○作業員		人			
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：○○%、撤去○○%)

別記様式 9 - 3 0

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 2 5 号  
通信配線設備工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
通信配線設備設置撤去工	φ○ ○風管(立坑用)	m			単価表 2 0 号
卓上電話機	φ○ ○風管(坑内用)	台			別紙損料表に記入
通信用ケーブル	φ○ ○風管(局所用)	m			別紙損料表に記入
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

単価表 2 0 号  
通信配線設備設置撤去工

(1 0 0 m当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○電工		人			
・	・	人			
・	・				
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：○○%、撤去○○%)

内訳書-第 2 6 号  
照明設備工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
工事用照明	設置・撤去	個			単価表 2 1 号
坑内照明	設置・撤去	m			単価表 2 2 号
切羽照明	設置・撤去	個			単価表 2 3 号
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設備費を含む見積とすること。

別記様式 9 - 3 1

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 2 1 号  
工事用照明

(10個当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
設備費		〇〇			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

単価表 2 2 号  
坑内照明

(100m当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
設備費		〇〇			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

単価表 2 3 号  
切羽照明

(10個当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇電工		人			
設備費		〇〇			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 3 2

平成 2 2 年度 3 0 2 号鳴海Ⅲ共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 2 7 号  
二次覆工

( 1 式 当 り )

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
無筋・鉄筋構造コンクリートポンプ物車打設		m 3			
型枠工（鉄筋・無筋構造物）		m 2			
鉄筋工		t			
鉄筋工		t			
支保工		空 m 3			
足場工		掛 m 2			
樹脂モルタル		m3			単価表 2 4 号
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものを以外は任意とする。

単価表 2 4 号  
樹脂モルタル

( 1 m 3 当 り )

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇工		人			
・ ・					
樹脂モルタル材料費	〇〇	m 3			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 3 3

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 2 8 号  
立坑仮設階段工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
仮設階段設置工		m			単価表 2 5 号
仮設階段賃料	殿山	基			別紙単価見積表に記入
仮設階段賃料	大高	基			別紙単価見積表に記入
仮設階段賃料	鳥澄	基			別紙単価見積表に記入
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

単価表 2 5 号  
仮設階段設置工

(1 m 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇作業員		人			
⋮		⋮			
トラッククレーン賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇 t 吊	日			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。



別記様式 9 - 3 4

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 2 9 号  
土砂搬出設備工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
鋼矢板材料費	〇〇	枚			別紙単価見積表に記入
山留材材料費	〇〇	t			別紙単価見積表に記入
鋼矢板設置歩掛	〇〇	t			
山留材設置歩掛	〇〇	t			
掘削	〇〇 m <sup>3</sup>	t			
基礎コンクリート		t			
・	・				
・	・				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※鋼材の単価・賃料等については、物価資料(建設物価・積算資料)に記載の無いものについて、別紙単価見積表に記入すること。

内訳書 - 第 3 0 号  
作業構台設備工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
支持杭材料費	〇〇	本			別紙単価見積表に記入
支持杭打ち込み	〇〇	本			
鋼材材料費	〇〇	t			別紙単価見積表に記入
鋼材設置歩掛	〇〇	t			
覆工板材料費	〇〇	m <sup>2</sup>			別紙単価見積表に記入
覆工板設置歩掛	〇〇	m <sup>2</sup>			
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛単価表の提出については、備考欄に示したものを以外は任意とする。

※鋼材の単価・賃料等については、物価資料(建設物価・積算資料)に記載の無いものについて、別紙単価見積表に記入すること。

別記様式 9 - 3 5

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 3 1 号  
立坑クレーン設備工

(1 式 当 り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
天井クレーン設置	○ t 吊 スパ <sup>ン</sup> ○ m	基			単価表 2 6 号
レール	○ kg/m	m			別紙損料表に記入
鋼材	○○	t			
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※鋼材の単価・賃料等については、物価資料(建設物価・積算資料)に記載の無いものについて、別紙単価見積表に記入すること。

単価表 2 6 号  
天井クレーン設置

(1 基 当 り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○世話役		人			
○○工		人			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
トラッククレーン賃料	排出ガス対策型 ○○型○○ t 吊				
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 3 6

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 3 2 号  
仮設防音ハウス工

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
防音パネル工	○t吊 スパン○m	m <sup>2</sup>			単価表 2 7 号
鉄骨工	鉄骨、基礎張り、ブレース・・・	t			単価表 2 8 号
鋼材設置工	立て坑内基礎	t			単価表 2 9 号
基礎工		m			
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※歩掛については、全ての内訳の単価表を記載すること。

※鉄骨工については、鉄骨工場加工、工場溶接、塗装費、組立費、ボルト本締め、鋼材費等の内訳を記載すること。

※鋼材の単価・賃料等につきまして、物価本に記載の無いものは、別紙単価表に記入すること。

単価表 2 7 号  
防音パネル工

(○m<sup>2</sup>当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
パネル取付		m <sup>2</sup>			
防音パネル損料	○○	m <sup>2</sup>			別紙損料表に記入
屋根材損料		m <sup>2</sup>			別紙損料表に記入
・	・				
・	・				
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

※歩掛については、詳細の単価表を記載すること。

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 2 8 号  
鉄骨工

(○ t 当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
鉄骨工場加工費		t			
鉄骨現場加工費		t			
工場溶接費		m			
塗装費		m <sup>2</sup>			
組立費		t			
ボルト本締め費		t			
鋼材材料費		t			
・	・				
・	・				
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

※歩掛については、詳細の単価表を記載すること。

単価表 2 9 号  
鋼材設置工

(1 基当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○世話役		人			
○○工		人			
∴	∴	∴			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 ○○型○○ t 吊				
鋼材材料費		t			
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

別記様式 9 - 3 8

平成 2 2 年度 3 0 2 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書 - 第 3 3 号  
 濁水処理設備

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
濁水処理設備設置撤去工	○m 3 /h級	箇所			単価表 3 0 号
濁水処理設備保守点検		日			単価表 3 1 号
諸雑費		式	1		○○の○%、端数処理等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※歩掛については、全ての内訳の単価表を記載すること。

単価表 3 0 号  
 濁水処理設備設置撤去工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○世話役		人			
○○工		人			
⋮	⋮	⋮			
トラッククレーン賃料	排出ガス対策型 ○○型○○ t 吊				
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

単価表 3 1 号  
 濁水処理設備保守点検

(1 日当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
○○工		人			
○○工		人			
諸雑費		式			○○の○%、端数処理等を記載する。

別記様式 9-39

平成 22 年度 302 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 34 号  
裏込材注入設備工

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
裏込注入プラント設置撤去工		箇所			単価表 32 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

単価表 32 号  
裏込注入プラント設置撤去工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
トラッククレーン賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書-第 35 号  
添加材注入設備工

(1 式当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
添加材注入プラント設置撤去工		箇所			単価表 33 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

別記様式 9-40

平成 22 年度 302 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 33 号  
 添加材注入プラント設置撤去工

(1 箇所当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
トラッククレーン 賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書-第 36 号  
 電力設備工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
仮設電力設備		式	1		
諸 雑 費		式	1		〇〇の〇%、端数 処理等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。
- ※内訳書第 4 号中の〈電力算定〉の 4. より、仮設電力設備料金を記載すること。

内訳書-第 37 号  
 水替工

(1 式当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
シールド水替工	立て坑用 揚程〇m φ〇	日			単価表 34 号
坑内中継水替工	坑内用 揚程〇m φ〇	日			単価表 35 号
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理 等を記載する。

- ※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。
- ※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

別記様式 9-41

平成 22 年度 302 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

単価表 34 号  
シールド水替工

(1 日当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇作業員		人			
電力料		kWh			
ポンプ損料	φ〇、揚程〇、〇kW	供用日			別紙損料表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

単価表 35 号  
坑内中継水替工

(1 日当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
電力料		kWh			
ポンプ損料	φ〇、揚程〇、〇kW	供用日			別紙損料表に記入
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

内訳書-第 38 号  
薬液注入(大高立坑 到達防護)

(〇本当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
薬液注入	鉛直施工	本			薬液単価について別紙単価見積表に記入
薬液注入	傾斜施工	本			薬液単価について別紙単価見積表に記入
注入設備の据付・解体	削孔	現場			
注入設備の据付・解体	注入	現場			
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。



別記様式 9-42

平成 22 年度 302 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

内訳書-第 39 号  
セグメント補強

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
鋼材設置・撤去工		t			単価表 36 号
変形防止材	H-〇	t			
鋼製セグメント補強材	H-〇	t			
鋼製セグメント補強材	H-〇	t			
鋼製セグメント補強材	鋼板 PL-〇	t			
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※材料単価、損料、数量、歩掛を記載すること。

※諸雑費で率計上する際には、率に含まれるものを記載すること。

単価表 36 号  
鋼材設置・撤去工

(10 t 当り)

種 目	規 格	単 位	数 量	単 価	備 考
〇〇世話役		人			
〇〇工		人			
⋮	⋮	⋮			
トラッククレーン賃料	排出ガス対策型 〇〇型〇〇 t 吊				
諸雑費		式			〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※設置撤去の率を記載すること。(例：上記歩掛のうち、設置：〇〇%、撤去〇〇%)

内訳書-第 40 号  
役務費 電力基本料金

(1 式当り)

名称	規格	単位	数量	単価	備考
電力基本料金		式	1		
諸雑費		式	1		〇〇の〇%、端数処理等を記載する。

※内訳書第 4 号中の〈電力算定〉の 3. より、仮設電力設備料金を記載すること。

別記様式 9-43

平成 22 年度 302 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

別紙 単価見積表

種別	名称	規格	単位	単価	備考
セグメント	セグメント		リング		
	RC調整セグメント		リング		
	鋼製セグメント		リング		
	中詰CPセグメント		リング		
	セグメントシール材	〇〇	m		
	インターレア材	〇〇	m		
	組立用六角ボルト	〇〇	本		
裏込材	裏込材	〇〇裏込材	kg		
添加材	添加材	〇〇添加材	kg		
VOC改良材	改良材	〇〇改良材	kg		
発進坑口工	坑口ゴムリング	〇〇	箇所		
到達坑口工	〇〇工法 〇〇パッキン		箇所		
二次覆工	樹脂モルタル	〇〇	m <sup>3</sup>		
立抗仮設階段工	仮設階段賃料	〇〇	段		
土砂搬出設備工	H-〇		t		
防音設備工	防音ハウス関係材料費 〇〇		〇		
	・		〇		
薬液注入	一次注入材 〇〇		L		
	二次注入材 〇〇		L		
セグメント補強	H-〇		t		
	BH-〇		t		
・	・				
・	・				

※備考欄に、見積根拠（例：物価本〇ページ、商社見積等）を記載すること。

※単位は、適宜修正すること。

別記様式 9-44

平成 22 年度 302 号 鳴海 III 共同溝工事 見積書及び内訳書

別紙 損料見積表

機械の種類	規格 (kW)	損料額単価			基礎 価格	備 考
		時間 当り	運転日 当り	供用日 当り		
レール	○○ kg					
枕木	H○○					
Y分岐	○○					
トラバーサ	○○					
ベルトコンベア	○m × ○.○kW					
仮設防音パネル	○○					
仮設防音パネル 関係鉄骨	○○					
配管関係材料	○○					
卓上電話機	○○					
通信用ケーブル	○○					
・	・					
・	・					

※損料単価とあわせて、基礎価格を記載すること。

※損料根拠（例：建設機械損料算定表、見積等）を備考欄に記載すること。



# 工事成績確認申請書

中部地方整備局  
企画部 技術管理課長 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印  
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

## 記

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事  
工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日  
請 負 者 名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）  
請負金額（最終）：□□□，□□□，□□□．円

# 工 事 成 績 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省 中部地方整備局  
企画部 技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

## 記

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事  
工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日  
請 負 者 名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）  
請負金額（最終）：□□□，□□□，□□□．円

【平成22年10月1日修正箇所】

P. 11

7. 競争参加資格の確認等

(4) ②配置予定技術者（別記様式3）のうち、(ア)を下記のとおり修正。

(ア) ……~~経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体~~にあつては、構成員の何れかから専任で配置する、4.(7)①の基準を満たし4.(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(7)①の基準を満たした技術者を記載すること。

**特定建設工事共同企業体にあつては、各構成員から配置する4.(7)①の基準を満たし4.(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者を記載すること。……**

P. 12

7. 競争参加資格の確認等

(5) 及び (6) に、下記を追加記載。

**競争参加資格確認通知後、単価の変動について見積書の確認のため再提出を求めることがある。その際、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。**

P. 13

7. 競争参加資格の確認等

(9) を下記のとおり追加記載。

(9) **技術提案書及び見積書のヒアリング（技術対話）**

**技術提案書及び見積書の審査を次の要領で行う。**

① **実施期間：別表1. ㊸のとおり**

② **場 所：愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館を含む近辺**

③ **そ の 他：・企業別の審査の日時及び場所は追って通知する。出席者は、資料の内容を説明できる者とし、出席人数は3名までとする。**

**・技術提案書及び見積書の審査の結果、技術提案書及び見積書の再提出（改善された技術提案）を求めることがある。（電子入札システムによる再提出はできないため、この場合は持参又は郵送により提出するものとする。）**

**再提出期限：別表1. ㊸のとおり**

**・技術提案書の審査において、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する。**

P. 25～26

技術提案・見積書対象範囲一覧表（別紙-1）を修正。

P. 31

**別記様式3**のうち、下記箇所を修正。

注4) ~~経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体~~にあつては、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載すること。なお、**経常建設共同企業体にあつては**、入札説明書4.(7)①の基準を満たし、4.(5)に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外は同種工事の実績を記載する必要はない。

P. 37

(別添資料2-1)のうち、1. 前提条件6)を下記のとおり修正。

6) 施工日数

① 施工日数は各施工段階の累計日数であり、休日、気象条件、監督検査等の不稼働日（坑内作業：不稼働係数1.30、~~坑内~~**坑外**作業：不稼働係数1.50）を含んでいる。

P. 58～64

別記様式9を修正。

【平成22年10月13日修正箇所】

P. 25～26

技術提案・見積書対象範囲一覧表（別紙-1）のうち、  
項目「共同溝（シールド）-シールド工-一次覆工工」の項目に含まれる工種「覆工セメント」の「構造諸元の  
根拠」を適用除外に修正。

【平成22年10月18日修正箇所】

P. 12

7. 競争参加資格の確認等

(4) ⑤見積書の提出（別記様式9）を下記のとおり修正。

7. (5)及び(6)により作成した見積書を提出すること。

・様式は電子入札システムにより交付する。

・提出方法は、電子入札システムにより提出する場合は、交付した様式の内容を変更せずMicrosoft Excel 2002以下で提出すること。

電子入札システムによる提出の場合で技術提案書等の合計ファイルが3MBを越えるため郵送等により提出する場合、及び、紙入札方式により提出する場合は、交付した様式の内容を変更せずMicrosoft Excel 2002以下で作成し、電子媒体（CD-ROM等）に記録したものを添付すること。

P. 12

7. 競争参加資格の確認等

(5) 技術提案に対応した見積書の作成を下記のとおり修正。

……様式は別記様式9を参考に、~~Excel2002形式で、A4（縦書き）で作成すること（電子入札システムで交付）とする。~~見積書は、予定価格を算出するための参考として提出を求めるものである。また、技術対話後、見積書を再提出するものとする。……